

平成19年第4回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

開会期日 平成19年12月18日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	池口公二
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	吉田盛彦	12番	井潤治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	目崎讓	総務政策課長	小倉久義
総務政策課 企画員	浦勝明	総務政策課 企画員	藪内昭孝
総務政策課 企画員	山崎一光	住民生活課長	清水一則
住民生活課 企画員	和田精之	住民生活課 企画員	高垣通代
住民生活課 企画員	廣井哲也	住民生活課 企画員	平田隆文
税務課長	美濃明	税務課企画員	深見芳治

税務課企画員	池田秀明	産業建設課長	大江克明
産業建設課 企画員	堀悦明	産業建設課 企画員	脇田英男
産業建設課 企画員	宮本正明	上下水道課長	和田幸太郎
上下水道課 企画員	植本敏雄	教育委員会 生涯学習課長	福田賢
教育委員会 総務課長	吉田充伸	教育委員会 生涯学習課 企画員	木村勝彦

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

議長（池口公二）

皆さん、おはようございます。

本日もご苦労さまです。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 19 年第 4 回上富田町議会定例会第 2 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

議長（池口公二）

日程第 1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

1 番、山本明生君。

1 番（山本明生）

2 点、質問させていただきます。

1 点目は、安全通学路の整備についてです。

先般、岡小学校の地区懇談会の中で、県道上富田南部線が岡地内で歩道つき 2 車線に改修されていますが、松本橋から岩田寄りには未整備で歩道がなく、児童の通学に大変危険との指摘があり、早急に整備されるよう県へ強く要望されたい。

2 点目は、若者の就職先確保の観点から、当町の企業誘致についての取り組みについて。

紀伊民報紙上や高校生のシンポジウムでもよく取り上げているが、働く場所が紀南地方では少ないといわれている。当地方も高速道路網にやっと接続されたが、企業誘致はどうなっているのか。財政は厳しいが、未来投資は地元がしないと、他から助太刀は期待できないと思う。今後の町長の構想も発表されたい。

以上です。

議長（池口公二）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

まず、県道上富田南部線の松本店から岩田側の歩道の件でございますけど、この件につきましては、今、国道 311 号から射矢ノ谷の入り口まで、協議したことがございま

す。

このときに、地権者の方に用地地権者委員会をつくっていただきまして、会長に栢木さんが就任していただいて、何回となしに深見の会館でお話をさせていただいたことがございます。

残念ながら用地の協力が得られないということで、現状の中では松本店から上の方へしているというような格好でございます。

私としましては、用地の協力が得られるならば、その国道311号から射谷ノ谷の歩道のないところまで拡幅したいということはありませんでしたが、残念ながら用地は協力が得られなかったということで現状になっております。

いずれにしましても、お願いしたいのは、用地の協力とか地元の協力なしに、今の状況でありましたら公共事業は難しいよということです。町は県と相談しまして、重要な路線については土地収用をできるような事業計画を立ててするというところで取り組んでおりますけど、歩道のためというだけでありましたら、やはり事業計画は難しい。用地の関係者の理解をいただくということになってくるように思いますので、その点についてよろしく理解をいただけるようお願いしたいと思います。もし用地を協力していただけるのでしたら、再度、県へお願いします。

もう1つ、ちょっとお願いがあるのです。

といいますのは、ああいう区間を設定することによって、国費の対象にはなるのですが、今、残念ながら間仕切りのようにしております。これは県の事業になってくるのです。そうした場合、県の事業であったら町の負担も2割程度必要になってきます。

財政が昔、えらかったときには、その地元の負担金については財産区とか愛郷会で持っていてやっていたという時代があったのです。ただ、町長になったときに財政に余裕が出てきた。そういうときになりましたら、やはり町で全部持ちますよとしていますが、こう財政がきつかった場合やったら、やはり昔のように財産区とか愛郷会で持っていて、そのことで地元の用地の関係者にも理解がいただけるようになってくると思いますので、今後、その点についても特に地元の方で考えていただけるようお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に企業誘致、要するに町の活性化の方針でございます。私自身は、子ども議会とか青春シンポジウムでその話をたびたびもう聞いておりますし、学校の先生方に言われましても、やはり心としては地元へ残りたいという生徒が多いよということを知っております。そういうことで、町としましては議会の皆さんにご協力いただきまして、県の融資政策に加えて、町で土地の補助金を一部助成するという制度をしております。多分、来年、第1号でNTNにその交付金を支給されるような格好になっております。

2番目としましては、土地を貸してでも企業誘致したいということで、企業団地内の土地を貸し付けて企業の誘致もしております。この件につきましても、1点、印刷業の方は土地を取得するよということで売買契約して、現在、工事中でございます。運送業の方も入ってきてくれるようになっております。この方は建築基準法の関係からまだ着工に至らんですけれど、やはりしていただくというような格好になっております。

町としましては、そういう格好で今後したいのですが、ただ残念なことに、もう企業団地内でもそういう町独自の保有地がないのです。できたら事前にこういう企業用地を確保して誘致したい。そして、全国的な用地を見ましたら、やはり自前でそういう企業用地を持っているところが優先的にされているような状況でございます。

できたら、お金があったら町で1つはやはり企業団地を造成するということが必要なのですが、残念ながらそういう資金がないというようなこともございます。

もう1点、そういうことができなかつたら県の土地開発公社へ頼むとか、国の機関へ頼むということが出てきますけど、今、国の機関も県の機関も、そういう格好で自分の保有地を売るのに精いっぱい、独自に開発するというような余裕がないようなところが多いらしいのです。

もう1つは、民間の方と組んで、要するに自前の企業用地を持つということが必要になってきますけど、そういう優良な企業もこの地方にないということで、非常に暗いような状況です。ただ暗い暗いではなしに、何らか1つの中で、もうできる範囲でも、資金の許す範囲で事前に用地を確保して企業誘致に努めたいと思いますので、今後とも理解をいただけるようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（池口公二）

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

1番、山本議員さんに、町長とダブっての答えになる部分がありますが、よろしくお願いをいたします。

議員ご指摘の上富田南部線につきましては、松本橋前後約600メートルにつきまして、平成11年度に、岡町内会長で組織する上富田南部線の促進委員会も発足して、その後、数回にわたりまして西牟婁振興局建設部ともども協議を重ねました。

そのときに地元から出されたルートは3案あります。Aルートは、既設道路を最大限利用し、民地側へ拡幅するルート、Bルートは、既設道路を最大限利用し、川側へ拡幅するルート、Cルートは、既設道路を利用せずに弘法橋から苔田を通るバイパスルートであります。総合評価といたしまして、Aルートは、既設道路を使用するが一番早く通

行できる、工期、工費が少なくして施工できる。Bルートは、岡川の一次改修が終わっているため改良は難しい、また、改修ができるとしても多自然工法での計画が必要である、宅地が多くかかる、そのために代替地の検討も必要になってくる。Cルートにつきましては、現実として中辺路から田辺市内に行く場合、稲葉根トンネル出口付近に交差点があり、そこを右折するのが主道となる可能性が高い、同様に田辺市内から中辺路方面へ行く場合も既設道路を通る可能性がより高い、よって、2つの交差点を通り遠回りすることはないという考え、また、大雨のとき岡川と新しい道路との間が遊水地になるのではないかということと、それからまた地権者の数が多くなるために用地の取得が困難である。

このようなことから、Aルートの既設道路を拡幅するルートに決定し、事業を進めているところでありますが、地権者とも用地については再三の話し合いを行いました、一部の地権者の理解が得られずに事業進捗が足踏み状態でございます。

用地の協力につきましては、行政だけが幾ら交渉を行いましても解決に至らない場合がありますので、山本議員におかれましても、地元ともども協議の上、バックアップしていただきますようお願いをいたしまして答弁とさせていただきます。

議長（池口公二）

答弁漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

なければ、山本議員さん、よろしいですか。

1番（山本明生）

はい。

議長（池口公二）

以上をもって1番、山本明生君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

8番、沖田公子君。

8番（沖田公子）

通告に従いまして、3点について質問させていただきます。

1、地震対策の取り組みについて。

本年6月に、私の所属する総務教育常任委員会で、新潟県の川口町と長岡市の山古志支所へ地震対策の取り組みについて視察調査に行ってきました。

16年10月23日に震度7の直下型地震が発生し、その後2年余りの間に復興も着々と進んでおりました。旧山古志村では土石流に埋まった民家そのまま残されてお

り、地震による被害の甚大さを痛感いたしました。

新潟県では今年7月16日に新潟中越沖地震が発生し、約2,000人の方が死傷されるなど再び大きな被害がもたらされました。被災された皆様に対し哀悼の意を表するとともに、心よりお見舞い申し上げます。たび重なる被害に遭われた信越、北陸地方の一日も早い復興を願うものであります。

さて現在、東南海・南海地震が今後30年以内に非常に高い確率で発生するといわれております。今までに発生した数多くの人災の被害を教訓として、本町においてもその減災対策が講じられているところであります。

そこで、次の2点についてお聞きいたします。

1点目は、きのくに木造住宅耐震化促進事業についてであります。昨年1月に耐震改修の促進法が改正され、都道府県は平成18年度中に耐震改修促進計画の策定が義務づけられ、市町は同じく19年以降に策定の努力義務が課せられました。本町の策定スケジュールをお知らせください。

次に、昭和56年5月以前の木造住宅耐震診断事業を申し込まれた方はどれくらいおられるでしょうか。そのうち診断の結果、改修の必要があるとする総合評点0.7以下は何軒あったのでしょうか。また、そのうち耐震改修補助金を申し込まれた方は何軒でしょうか。この診断事業、改修事業の現状を分析、将来の目標について当局のお考えをお聞かせください。

次に2点目は、家具転倒防止施策についてであります。

地震による家具の転倒や散乱によって被害を受けたケースが非常に多いという実態があります。特に障害者や高齢者の方々は、自分が避難するだけでも大変です。転倒防止の対策を講じることが被害を最小限に抑え、一人でも多くの命を救うことにつながります。

そこで、各自治体によってさまざまな取り組みがありますが、工事費の自己負担については全額無料にしたところもあれば、設置器具の材料費のみ自己負担にするところ、工事費を含めて1割負担するところなどあります。

町としても、家具の転倒防止の安全対策に助成をつけるべきではないかと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

大きな2番ですけども、AEDの設置拡充について。

某新聞に先月14日、町内のゴルフ場内で、心肺停止状態の人が、設置されていたAEDによって命を救われたという嬉しいニュースが掲載されていました。

その新聞の報道によると、今年7月1日現在、県内でAEDが設置されている公共施設は398カ所、田辺市ではすべての小中学校と高校に導入されているとのこと。

このほか、銀行やパチンコ店などの民間施設でも徐々に普及しているそうです。17年に私が質問させていただいた当時に比べると、格段の差があります。

本町においても公共施設に3台設置されたと聞いております。1台は中学校に設置されていますが、特に学校は地域の災害避難の拠点にもなる場所ですので、早急に小学校も設置すべきだと思います。また、スポーツ施設等の他の公共施設にも拡充していただきたい。当局の答弁をよろしく申し上げます。

大きな3番、子育て支援についてであります。

産褥期における支援についてであります。

妊娠中や出産時の学習はマタニティークラブにおいて、また産婦人科でも行われていますが、いずれも保健や医療を中心に行われているため、出産時の子供を含めた暮らしの問題についてはほとんど学習の機会がないといえます。また、こうした出産後の暮らしについて、例えば、子育ての相談や実際の子育ての援助を地域や家庭に求められないケースが増えているのが現状であります。

ある調査によれば、およそ60%の若者が乳児にさわったこともないそうです。その結果、多くの女性は初めての出産の中で子供に初めて会うこととなります。また近年、出産後、実家などで出産直後の母子が体を休めてから自宅生活を始めるケースが減少し、子育てを一緒にしてくれる祖父母不在のまま、退院直後に自宅生活を始めるケースが目立つようになりました。

出産後の女性にとって産褥期にしっかりと休養することは、その後の回復に重要であります。このような時期に子育てを支援する制度に産後支援ヘルパー事業があります。多くの自治体で実施されていますが、その事業内容は、在宅で日常生活を送っている母親が出産し、育児や家事などを手伝ってくれる人がいない場合、ヘルパーを派遣し、母親の精神的、肉体的負担を軽減し、産後の支援をするものです。

利用期間、利用時間、利用料、支援内容などが決められていて、対象のお母さん方から喜ばれているそうです。本町においてもニーズを調査し、今、行われている家庭訪問事業などと連携して実施されることを提案いたします。当局のお考えをお聞かせください。

以上、第1回質問を終わります。

議長（池口公二）

答弁を願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

まず、1点目の地震対策の取り組みについてですけど、きのくに木造住宅の耐震化事

業のスケジュールのお話でございます。

県の方は、県の公共施設については平成27年度ごろまでにしたいという考えらしいんです。上富田町はやはり今の状況でいいましたら、それより遅くなります。今現在取り組んでいるのは、公共施設でございましたら朝来の小学校を今年が終わります。平成21年度ごろより生馬の小学校をする。また、その後はやはり岡とか上富田中学校の問題がございます。

これにあわせて住宅の耐震化も、今年、鳥淵住宅からするようになっておりますけど、これも理解が得られず、一部反対の声も上がったのが状況でございます。

こういう格好で、今後、公共施設につきましては、やはりさせていただくということで、取り組ませていただきます。

ただ、一番問題になってくるのは、民間の建物でございます。被災された、例えば中越地震とか能登半島沖、神戸の地震もそうですけど、一番問題になったのは、その地域でさえ、新しい住宅が建ったときに前の住宅のローンと新しい住宅のローンの二重で生活苦があるよというような格好の中であります。

解決する方法はあると思うんです。といいますのは、国の制度を変えて、こういう方々の負担を少なくするということが解決になります。今のところ、国の制度そのものが、例えばですけど、今、被災での建物についても90万円ぐらいを限度にしかしてくれていないのが実情です。これをもう少し大きな金額にして、個人の負担を少なくしたら私はできると思うのですが、やはり上富田町も付近市町村も個人の負担が多いということで、民間の耐震化が進んでいないように思われます。

そういうことにつきましては、やはり今後、町としましても、これを負担増にさせていただきたいのですが、先ほど言いましたように、被災したところでさえそういうことが問題にあるように思われますので、すぐに改善されるというような余地はないと思っておりますけど、この点につきましては、個人の方の理解をいただきながらしたいなと思っております。

実態につきましては、担当の方より説明させます。

次に、家具転倒防止でございますけど、転倒防止の金具そのものは、そう負担の大きなものじゃないと思っております。ただ問題自身、1番で質問ありましたように、建物そのものが耐震化されているか、されていないか。それへ取りつける、要するに横へ取りつける金具を取りつける部分がしっかりしているか、していないかが大きな問題でございます。金具のみにつきましては検討する余地はありますが、本体が進んでいない段階であったら非常に難しいなという判断をしております。

これらにつきましては、やはり今後、民間の方々ができる限り今の実情にて、そうい

うものに取り組んでいただきたいなと思っております。

もう1点、この公営住宅をするについては、水洗化の問題もあるのです。上富田町の場合は耐震化の問題とこの水洗化の問題を一緒に考えてしていただいたらいいなと思うのですが、やはり今の経済事情であったら難しいということの1つのご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

次に、A E Dのことをごさいますけど、上富田町も予算の許せる範囲で、これはもう設置を拡充しております。まず1台は本庁へさせていただいた。文化会館へさせていただいた。上富田中学校へしたということをごさいます。

2点考えられると思うのです。多くの人が集まる場所とか、スポーツ等を強化することによってこういう事故の発生率が高い。できたら次の段階はスポーツセンターへするというような格好にさせていただいて、もし余裕があったら小学校へしたいと思っておりますけど、やはり上富田町の場合はスポーツセンターへ多くの人が集まってくる機会がありますので、そういう順位を決めて、今後、させていただくということをご理解をいただきたいと思えます。

次に、子育ての支援です。

少子化対策の中で、必ずこの子育て支援については、国も県も言われます。私はいつでも言うのですが、そうすれば一番大事な子育ての保育所の運営費の補助金をカットすることはないのと違うか。上富田町の大きな子育て支援につきましては、やはり保育所です。この保育所の補助金を1億円カットしたことが、すべての福祉の事業に影響を与えております。もしこの1億円をカットされなかったら、今、沖田議員さんが言われるような格好の事業をひよっとしたらできるのではなからうか。ただ、そういう中でも現実的には補助金カットされた。じゃ、私のような理屈だけで通るのかといたら、そういうこともできません。

上富田町には次世代育成支援行動計画というのがございます。このことにつきましては、副町長を長にいろんな議論をさせておりますけど、田辺市のNPO法人をお願いして、これは一時的に預かってくれるNPO法人というのがあります。急用の場合とか、お母さんが急病になられた場合。ここの協力を得て、次年度から預かっていただく。その預かっていただくお金に対して一部助成するというような格好にしておりますけど、やはり問題出てくるのは、今、言われたように産後の問題とか、急用ができた場合、十分にできるかといたら、やはり今の財政の中ではしんどいということをご理解をいただけるようお願いしたいと思えます。

以上でございます。

議長（池口公二）

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

8番、沖田議員さんに、きのくに木造耐震促進事業についてお答えをいたします。

本町の策定スケジュールと診断事業、改修事業の現状と分析、将来の目標についてでございますが、東南海・南海地震について発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されます。

そこで、和歌山県において本年3月、平成27年度までの和歌山県住宅建築耐震促進計画が策定されております。我が上富田町におきましても、和歌山県耐震促進計画に伴い、個人住宅においては住宅転倒による死亡者を半減させることを目的としまして、町内の木造住宅約5,600戸のうち昭和56年5月以前に建築された戸数約2,000戸で、改修が必要とされる耐震化住宅戸数は、推定で約1,800戸ございます。予算の許す限り、それを半減することを目標としております。

また、昭和56年5月以前の木造耐震診断の申し込みの戸数でございますが、16年度が53戸、17年度が20戸、18年度が11戸、19年度の現時点で6戸で、合計といたしまして90戸となります。

耐震診断については、個人負担なしの事業費で行っており、住民への啓発は町広報や町内放送、町政報告会等で行っております。今後も同様に啓発を行っていきたいと考えております。

耐震の結果によって、総合評点0.7に満たない戸数につきましては、90戸のうち51戸でございます。この51戸の建物につきましては、先ほど町長も申しましたように、工事費が90万円を限度として、90万円のうち60万円の補助制度がございます。今日現在で、51戸のうち1戸の改修が行われました。これも、啓発につきましては耐震同様、町広報、町内放送、それから町政報告会で啓発を行っておりますが、今後も啓発を行っていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（池口公二）

ほかに関連答弁ございませんか。

8番、沖田君。

8番（沖田公子）

2回目の質問を行います。

地震対策の取り組みについてでございますが、これは、新潟県の中越沖地震では震度6強ということで、上富田もそういうふうな形になるであろうと予測されておりますが、

そういう揺れの中で学校を中心とした公共施設に被害が及んで、多くの木造家屋とか倒壊し、改めて建物の耐震化の必要性が浮き彫りになりましたけども、本町では朝来小学校及び体育館は、今、建設中ですが、建て替えができたことは本当に児童にとっても、また地域の皆様にとっても、安全な避難場所があるということは大変心丈夫なことであると思います。一日も早くまた、生馬小学校を始めその他の公共施設も耐震化が進むように取り組みをよろしくお願いいたします。

この木造住宅についてであります。診断の件数も改修の件数も大変少ない状況のようにお聞きしました。昭和56年以前の建物とひとくちに言っても、建築年数が古くなればなるほど逆に改修では追いつかないということで、診断しても仕方がないというふうに考えている方も多くあると思います。

また、この住宅の耐震化が進まない大きな理由としては、今、町長さんもおっしゃられましたけど、高額な補強費用があると思います。

耐震性の乏しい住宅は工事費も高くなりますし、補助制度を受けても、古い木造住宅に住む、特に高齢者世帯には負担が重過ぎ、工事までなかなか踏み込めないのが実情ではないかと思うのです。

耐震化を進める上において、こういう古い住宅に住む高齢者世帯の負担を少しでも軽くするために、町として独自の対策を講じる必要があるのではないかというふうに思われます。

また、一人でも多くの方が診断を受けて改修するように、各町内会にも働きかけて、住民の防災意識を高めていくことも大事じゃないかというふうに思われます。

また、今後の町としての耐震化の進め方について、もう少し具体的にお答えいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

2回目の質問ですけども、家具の転倒防止施策についてであります。

転倒防止器具を取りつけたくてもできないという高齢者の方がおられます。また、誰に頼んでいいかなというふうにわからないと言われている高齢者の方もおられます。こういう人たちのために相談窓口をつくって、対応してあげてほしいと思います。そういう点も、また考えていただけないかと思しますので、よろしく申し上げます。

子育て支援についてでありますけども、この事業は、病気になったときに、一時、子育てが困難になったときに、お母さんが病気になって、そういう、一時、子育てが困難になった母親のためにも利用できるのです。本当にそういうときに誰かが助けていただけたら本当にすごく安心できますし、本当に嬉しいと思います。そういうふうにして母親の精神的な安定が子育てのときには本当にもう大事なことでありますので、そういう母親が精神的に安定するということは、児童虐待ということも起こさせないためにも

ものすごく大事な、この産後支援ヘルパー事業ではないかというふうに私は考えております。

田辺市でも実施しているのですが、対象者は本当に少ないのです。けども、こういう制度があるということで、何かあったときに利用できるという、そういうご両親の、また母親の安心感というのが大事になってくるのではないかというふうに思いますので、またそういう点も考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長（池口公二）

答弁願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

先ほどの答弁の繰り返しになりますけど、町はやはり公共施設を重点的にする必要があると考えております。先ほどの答弁どおり、この公共施設の中でそういう弱者といわれる低年齢層のあるやはり小学校のものをするとか、保育所を統合してするとか、こういうものに力を入れさせていただきたいと思います。

本庁舎自体もこれは耐震性があるかないかわからんです。先般、町の中でも協議したのですが、生馬の小学校と同時に、この建物をしたときの第2次診断にどのくらいお金が要るか、ちょっと試算せよと言ったのですが、やはり何百万円も要するような状況です。これをすることで、すぐにできたらその何百万円がむだにならんですけど、する資金のめどもないのに第2次診断したときに、やはり次のむだになってくる可能性があるのではよせんというようなことでございます。

できたら公共施設を重点的に、生馬の小学校については20年度で診断し、21年度から着工する。その次は保育所をどういうふうにするかというような格好でさせていただきたい。そういう資金が要するために、先ほど言いましたように、民間の方々に単独で独自の政策をしたらいいのはわかっておりますけど、やはり財政的に今の状況であったら無理ということでご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

こういう状況でありまして、金具そのものは、例えば役場の職員に町長室のロッカーへつけていただいておりますけど、そうお金の要るものでないです。ただ、その場合、後ろにそういう金具を取りつける柱とか、そういうものがあるかないかによって違ってくるし、建物そのものが耐震化されているかされていないかによって違ってくると思うのです。

そういう相談につきましては、産業建設課の方でもいつでも相談に乗らせていただきますので、よろしくお願いします。

子育て支援の方ですけど、先ほどの答弁と同じでございます。やはり順序立ててさせ

ていただくということで、急用ができたとか、急病になった場合、NPO法人に預かっていただくというシステムをできたら次年度からしたいなと考えていますので、まず1番目はそういう格好から対応するというので、ご了解をいただきたいと思います。

ただ、いつでも言うのですけど、田辺市の、これはもう中心部の話やと考えてください。中心部でありましたらNPO法人を建てるだけの基礎的な人口がございます。上富田町の場合も、田辺市の周辺の場合でも、NPO法人を建てられるだけの基礎的な人口が少ないために、やはり無理なような状況でございます。そういう点も考慮していただくということでご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（池口公二）

以上をもって8番、沖田公子君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

12番、井潤 治君。

12番（井潤 治）

私は、住民が主人公の町政、民主的な町政をつくる立場で、町長を始め教育長、各担当課長に質問したいと思います。

まず最初に、後期高齢者医療制度と、それに関する、かかわる問題であります。

後期高齢者医療制度がなぜ導入されてくるのか、まだされていないわけですが、なぜされてくるのかという問題で、まず、高齢者が増えても大企業の保険料負担が増えないようにする、高齢者の医療費は高齢者に払わせるという、そういう財界の要求がかねてからありましたけれども、これを満たす形になっております。2006年の第164回国会で成立した医療制度改悪法による中身の1つであります。

後期高齢者の医療の問題につきましては、まだ実際的には実施されていないわけでありまして、質問の順番に沿って質問していきます。

後期高齢者医療制度につきましては、参議院選挙の中で、この制度の持つさまざまな問題点が指摘されてきております。そうした中で、導入については凍結または延期というようなことがいわれてきました。

その中であって、前期高齢者については半年間延長すると。延期をするということがやられたわけですが、どうやら後期の場合には導入されるという、来年4月から導入されるということに、もう動き出しております。

そういう中で和歌山県の広域連合議会が開かれ、上富田町の保険料につきましても、医療費の地域格差の特例ということで、施行前3年間の平成15年、16、17年の1人当たりの医療給付費実績で、広域連合区域内の医療給付費平均の20%以下の場合、

低く乖離している市町村においては、施行後最長6年間の範囲で、広域連合の条例で定める期間、均一保険料よりも低い保険料率を設定することができるという、こういう適用がされたというように報道されております。また、産業民生常任委員会ですか、そこにも報告されたと聞いております。

その結果、上富田町では平成20年、21年の保険料は、所得割につきましては全県下よりもマイナス0.96%低くて6.96%、均等割につきましては3万8,101円と、マイナス5,270円というようになっております。

そこで、まず基本的な質問をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず1つは、75歳以上の高齢者人口であります。人口を言っていただきたいのと、その所得層につきまして、例えば、国保とか、いろいろ入っていない人のことを未申告というのですけれども、そういう人の人数。それから、0円から始まって、1円から100万という単位に、打ち合わせのときに申しました単位内で、ずっとその間にかかわる人口を全部言っていただきたいというように思います。

その次に、その収入状況の分類であります。高齢者の収入の状況の分類につきましてお願いをいたします。国保会計との関係はどうなるか、どのような影響が出るかということについてもお聞きしたいと思っております。保険料の未納の場合にはどういうふうな扱いになるかということをお聞きしたいと思っております。

それから、介護保険の保険料を、要するに後期高齢者の医療制度の例えば年収、年金年収、単身で年金年収のそれぞれの段階で、介護保険が平成20年からは条例どおり100%取られますので、そういうのをに入れて言っていただきたい。で、その合計額をお聞きしたいというように思います。

そして最後に、この問題で最後では町長さんにお尋ねしたいのは、この後期高齢者医療制度が導入されました。これは一体、この医療制度というのは、先ほど私、当初に申しましたけれども、その目的があるわけですが、住民にとっては最大の問題は何なのか。その点についての見解をお聞きしたいと思っております。

1番の問題は、そういうことです。

次に、紀南病院の問題であります。

紀南地方には、この地方には、田辺、西牟婁を中心にしてこの地方には、独立行政法人である国立病院機構の南和歌山医療センターがあります。もう1つは、社会保険立の紀南病院というのがあります。この2つが、この田辺、西牟婁地域、日高一部を含めて医療の中心になっているわけでありまして。

そういう中であって、社会保険立、つまり市町村の公立ですが、この病院の抱える問題は私は深刻だというふうに思っております。これは国会でも問題になっておりますし、

全国的にも、病院を抱える市町村にとっては、その経営が大変苦しいというところが出ているわけであります。

そこで、紀南病院につきましても巨額の赤字を出していると。累積赤字は06年の決算では42億9,000万円、06年単年度では14億6,700万円の赤字を出しております。

この赤字はさらに増えるだろうということで、1市3町の財政にかかわる問題であることは間違いありません。その点、いかがなものですか。

こうした赤字がどこに原因があるのか、その解決策を見出すために取り組みは強化されているのかということをお聞きしたいというように思います。

特に09年からは、地方自治体の財政のいろいろな指標として、財政指標として連結決算制というのが取られます。4つの指標の中の3つの中には、この病院も入ってきます。そういう中であって、非常にそういう問題がどうなるのかということが問われているわけであります。

そこで具体的には、そういうことにお答え願えながら、まず医師不足の問題です。

医師不足は、現在の公立紀南病院の中で、現状で、どの科が、どういう科があるのかということ、まずお聞きしたいと思います。で、その科の不足するお医者さんの数をお聞きしたいと思います。

しかし、そして、その不足する理由について、医師の個人的な理由、あるいは派遣大学からの引き上げ、いろいろあるかと思うのですけれども、そこらはどうなっていますか。

それから、医師不足というのは、即収益、患者数が減るということも含めて、収益に影響するのではないかという点をお聞きしたいと思います。

2つ目は、建物の維持管理につきまして、管理を総合ビル管理会社、これは名古屋に本社があるそうでありまして、一括して委託しております。その年間予算、委託料というのは2億円ともいわれています。これは私、実際に決算書は見えておりませんが、いろいろと聞こえてくるところは2億円、もっとあるだろうといわれております。これはプロポーザル方式で選定して、随意契約しているわけでありまして、なぜ随意契約で競争入札しないのか。

それから病院の改革で、もう2年もたったわけですから、管理するのに病院自身の力でいかないのかという問題です。

3つ目には、当町の公立紀南病院の企業債返還計画、返還表を見ますと、高額に負担していかなきゃならないのは18年から始まるのですけれども、19、20、21というのがピークになるわけですね、負担金というのは。これは負担金ですけれども、これ

は地方債の返還ですから借金の返還です。それが地方自治体にかかわってくるという問題で、大変大きな負担になってくるなど。財政的にも非常に厳しくなってくるなどということで、後から財政の問題とのかかわりもあるわけですけれども、その点についての、まず見解をお聞きしておきたいと思います。

あと、その行き先の問題でございますけれども、中期経営計画ですか、これが立てられているということを私、読みました。その1つに、病院事業管理者の設置というのが出ております。これは、病院の管理を病院自身ができなくて、誰か特定の人に頼んで、お願いをして、人事、事業計画、予算の配分、設定まで、全部任していくということを検討する委員会、会設置だと、機構だというように聞いているのですけれども、そういうふうに理解していいのかという問題です。

その問題について、紀南病院はお聞きしたいと思います。

あと、今後の行き先の問題につきましては、そういう話を聞いた上で質問したいと思います。

次、3番目、教育の問題です。

教育の問題につきましては、非常に単純であります。

子供たちが本当に安心できる学校の教室の中で勉強できるのか。あるいはまた、そこでやられている勉強することの教育権ですね、教育される権利、あるいは教育を受ける権利というものが、その教室できちっと守られるような、できるような状況の中にあるのかどうかという問題が、私が今、ここに提起しております特別支援教育支援員制度の問題です。これが実行されているかどうかという問題です。

そこでお尋ねしたいのは、公立学校、小中学校ですね、小中学校の中で、この特別支援授業を必要とする児童生徒の状況というのは、どんなになっているのか。学校の中がどんなになっているのか。そして、そのことについて教育長を始め教育委員会はどのような問題提起をして、そして、どういう取り組みを現状の中で対応策として取られているのかということをお聞きしたいと思います。それは、まず学校別にひとつ報告を願いたいと思います。

その上で、その支援員制度問題についてもお答え願います。

次に、財政問題であります。

財政が厳しくなってきたことにつきまして、三位一体の改革が非常に大きなウエイトを占めているということを私は一般会計の反対討論の中でも、実際の決算の数字を挙げて申し上げました。

町長も盛んに、三位一体の問題が非常に影響しているという話もだんだん出てくるようになりました。

また、子育ての支援で一番大事なのは、保育所の負担金を削るのはけしからんじゃないかと。これは当然のことでありまして、1億円削られているわけです。

そういう中であって、平成20年、21年、22年、23年ですか、このことについては中期の財政見通しというのをなされているわけでありまして。

そこで、まず、そういうことについて論戦をする前に、まず係の方にお聞きしたいと思います。

まず、地方交付税、普通交付税のことです。私の言っているのは、地方交付税というのはここでは普通交付税だと考えてください。普通交付税で、平成20年から21年、22年、23年について、まあ20年は来年のことですけれども、これ、予測的にどうなるかと。

例えば普通交付税については、政府の考えではまだ三位一体の改革が続くということで、4%から5%切っていくよということが方針として出ておりますが、それですとどうなるか。

次に2つ目は、公債費の問題です。

この公債費というのは、一般会計だけ言うのではありません。特に連結決算との関係で、私は今後、この物事を考えていきたいと思っておりますので、公債費につきましても、全会計の公債費は、20年、21年、22年、23年と、どういうふうに推移していくかということをお聞きしたいと思います。

それから、それと同時に3つ目には地方税ですね。地方税が20年、21年、22年、23年についてはどういうふうに推移するのかということ、まず、お聞きしたいと思います。

大きな2つ目では、総務省は12月7日に、地方自治体財政健全化法に基づいて、地方自治体の財政を破綻などと認定する際の基準を決めました。そして、都道府県、市町村に通知をしてきました。通知されてきているということは、この間も聞いているわけですけど、通知してきました。

それによりますと、実質赤字比率というのは、普通会計、一般会計とそのちょっと入るわけですが、普通会計で、早期健全化計画というのは11.25から15%という範囲だと、早期計画が。財政の再生基準というのは30%以上だと。

それから、2つ目には、連結実質赤字比率についても決まりました。市町村の場合は、早期健全化は16.2から20%以内。それから、財政再生基準は30%を超してはあかんと。

次に、3番目の実質公債費比率というのがあるわけですね。実質公債費比率というのは、これにつきましては、早期健全化計画というのは25%、まず、で、早期財政再生

計画というのは35%だというようになろうかと思うのです。

この将来負担増というのは、まだいろいろほかのものも入ってきますので、上富田はちょっとあまり関係がないようだと思いますので、この3つの点について、平成18年度決算を主体にして、一体上富田の数字はどんなになるのかと。県下的にももしわかっていればどういうふうになるか、なっているかということもあわせてお聞きしたいと思います。

以上、第1回目の質問とします。

議長（池口公二）

10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

議長（池口公二）

再開いたします。

答弁を願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

12番、井濶議員さんのご質問に答えます。

後期高齢者医療制度、それに関連する質問であります。この制度につきましては、来年4月から実施することで、もう既に決まっております。全国的にも、和歌山県も、保険料を試算し、発表されております。また、実施に当たりましては、上富田町議会におかれましては、平成19年9月20日付で、和歌山県後期高齢者医療広域連合へ、議会としての意見をまとめ、広域連合からもその回答をいただいております。

そういう中で、一般的には事務的な質問でございますので担当の課長より答えさせますけど、最後の方で、住民にとって何が問題かということをおっしゃっております。私は、この後期高齢者医療制度そのものというより、今の高齢者福祉についてどういう考え方を持つかということが非常に大きな問題ではなからうかと思っております。

といいますのは、高齢者の方につきましては、生活の歳入の面に当たりましては、やはり年金の問題がございます。これも大きな問題でございます。次に、生活するに当たりましては、やはり、今、問われましたように医療の問題、その次に出てくるのは介護の問題。こういう3つの、歳入と歳出を組み合わせるときには、やはり生活する上につ

いては非常にしんどいなというのは私自身も実感しております。

そういうことで、後期高齢者につきましては、上富田町、先ほど井潤議員の方からお話ありましたように、特定市町村として保険料がほかの市町村より安いのです。そういうことで介護保険も安い。といいますのは、やはり上富田町の高齢者の方については、自分で健康管理してくれやるところが非常に大きく思っております。

そういうことで、我が町の健診に対する、そういう体制に対することも評価されますけど、やはり一体となって住民の方々の生活をどういうふうにするかということが非常に大きな問題になろうかと思っておりますので、その点、今後、行政としまして、この歳出の方からでございますけど、積極的に健康管理に努めさせていただくということでお願いしたいと思っております。

いずれにしましても上富田町は、付近の市町村より医療費も介護保険料も安いということのご認識をいただけるようお願いしたいと思っております。

次に、紀南病院のことでございますけど、まず、赤字の問題です。

これは、もう私は、赤字の問題は、平成17年5月から新しい病院で経営が始まった、移転して経営が始まったわけでございますけど、大きなウエイトは医療器具の償却とか、そういう格好のものでございまして、やはりこの移転することによっていろんな問題が、この評価は別、移転することによってよい面と、やはり規模が大きくなったということで、この償却資産等が経営に大きく負担になったということで赤字が発生したなというような考え方を持っております。

次に、先ほど、この病院として医師不足とか、そういうものがあるのと違うかということですけど、規模としては、医師の数についてはさほど大きな問題にはならないらしいのです。

ただ1つ、今、私の若いころであったら外科とか内科、こういう格好の医療をしておりますけど、内科1つにしても、例えば消化器系であるとか、心臓疾患とか、そういう格好になってきやるらしい。そういうものについては、やはりお医者さんの入れ替わりが激しい中で、専門的な医者不足が生じるときがあるよといわれております。

先日来よりやはり問題出てきているのが小児科の問題でございますけど、この小児科の問題につきましては、開業医の方と、この地域の医療の小児科についてどういうふうにするかということで検討され、この新しい、システムと言ったら大層な言い方ですけど、開業医の方も一定のところを引き受けていただくということで、地域全体として小児科をどういうふうにするかということで検討されております。これも町も負担が要りますし、付近市町村も負担が要りますけど、やはりそういう中で医療の充実を図るということで、上富田町は負担をしますよということを伝えております。

そういうことで、できましたら、この不足する医療について、この地域全体としてどういうふうを考えるかということで、できたら紀南病院を軸に考えていただけるようにお願いしたいと思っております。

次に、管理委託の問題ですけど、一般的に随意契約が何かこう、やましいといったら言葉悪いですけど、随意契約ではなしに一般競争入札していいのではなかろうかということでもありますけど、紀南病院の場合はいろんな部分の管理が必要です。例えば一般的に駐車場の管理も必要やし、玄関だけのも必要。ただ、そういう形のものだけではなしに、一番出てくるのは、手術室とか医療器具をどういうふうに管理するかということが非常に大きな問題らしいのです。これは、この付近ではできないらしいのです。やはり類似する、例えば300床規模の紀南病院ですけど、300床規模の中で、病院の医療器具の管理をすとか、手術室を管理するといいましたら、和歌山県でも業者が少ないよとか、むしろないよ。そういう中で、こういうものについては、やはり随意契約しなければならないという部分が出てきます。

そういう判断の中で、紀南病院については維持管理にはこの随意契約のある分もあるということのご理解をいただけるようにお願いしたいと思っております。

いずれにしても、この赤字の問題とか、この医療の問題とか、今の維持管理の問題とか、そういうことをしております。

最後に出てくることですけど、将来の経営の見通しについては、平成22年ごろに、現在、先ほど42億円程度の赤字があるよということをおっしゃっていただきましたけど、平成22年度には67億の最高の赤字になるということの中期計画になっております。

今のところ、この中期計画どおりに18年度も19年度もされております。このことは、我々管理者会も説明は受けておりますし、議会の皆さんにも説明はしております。やはりこの経営についてはそういう形でオープンにさせていただく。そういう中で、この地域の医療をどういうふうにするかということをおつね々議論しやるといってご理解をいただきたいなと思っております。

ただ、1個、心配していることがあるのです。

というのは、この社会保険庁そのものが、ご存じのように、今後、解体されるとか、いろんな方法が出てきます。社会保険庁直営の病院、厚生年金の、紀南病院の場合は非常に特異なケースです。土地そのものが組合で持っている、建物が保険庁で持っているという、その中でこういう赤字を抱えている病院。今後、この社会保険庁の付随する問題の中に、やはり紀南病院をどういうふうにするかということの議論をされるのではなかろうかと思っております。

このことは、私が思っているだけでありまして、決してどういうふうになるというの

はこういうところと言えるものではありませんけど、そういう議論をされる時期に来るのではなからうかと思っております。

いずれにしても、その時期によって医療費の報酬が今日はどういうふうになるよといわれておりますし、社会保険庁がどういうふうになるよという、こういう推移を見ながら、今後、管理者会と、また組合議会の皆さんにご相談するということで、できたらご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

次に、財政問題でございますけど、1点は、先ほどお話ありましたように、三位一体の改革がどういうふうになるかというのがわからないということです。

先日、県の市町村課の方で、上富田町の財政についてヒアリングを受けております。その中で言われたことは、18年度の地方交付税の算定の基礎になったら、国税が思ったより伸びなかった。思ったより伸びなかったということで、ある時期に来たら、それは精算しますよという言葉が使われたということです。

19年度につきましても、新聞報道を見たら、国の予算に比べたらやはり伸びがちょっと落ちるのではなからうかというようなことを表現されております。

それと、もう1つ、経済そのものがどういうふうになるかといったら、不安定要素があるよというようなことがいわれております。要するに、国の財政そのものがそういう経済によって左右される。そのことによって地方交付税が左右される。そういう中で、この上富田町とか付近、この紀南は、もう影響を受けると思うのですが、やはり長期的な見通しをするということが非常に難しいのではなからうかなと思っております。

先ほど、平成20年度とか21年度、22年度の地方交付税についてどういう考えかということを担当課長に述べよと言われておりますけど、やはり正確的に答えを出すということは難しいという判断をしております。単純な言い方をしましたら、平成19年度に比べたら、20年度から4%ぐらい下がるという見通しするのがいいのではなからうかと言っておりますし、職員にも、20年度の予算は19年度に比べて少なくするというような格好の中でしてもらおうようにしておりますけど、こういう長期的なものについては非常に難しいということをご理解いただけるようお願いしたいと思っております。

もう1点、もう常々いろんな試算をさせていただいております。実質公債費比率につきましては、前回は10.6、今回の場合は13.8というような数字がございますけど、これが18%になったらどうなるのかという問題がございます。18%になったら地方交付税の借り入れについて県との協議が必要になってくるのですが、上富田町の場合は、今の考えだったら21年度ぐらいに18%になるのではなからうかと思っております。

先ほどお話ありましたように、紀南病院の償還の問題とか、富田川衛生組合とか、ほかの償還が、やはりピーク時が21年度から22年度に来ます。これは、上富田町だけではないのです。もう一部事務組合の償還がこの時期に集中するという事で、非常にこの20年度、21年度、この地方の地方自治体は、この償還について難しくなる。そのことによって、実質公債費比率には非常に厳しくなるということでご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

次に、上富田町の場合は、この赤字につきまして少し新聞報道されております。先般も朝日新聞から、この財政の健全化法についてのアンケート調査があったのです。この法律そのものを評価するか、せんか。私は評価しないとしております。

なぜ評価しないのかといったら、上富田町の場合は宅造会計で5億あって、和歌山市、湯浅、上富田町という名指しの中で報道されております。ただ、これより第三セクター的な、例えば開発公社で大きな負債を抱えている市町村はこの付近にもありますし、県下的にも大きな負債を抱えている自治体はございます。これはカウントされないのです。

そういう形の中でこういうものの評価を、市町村の評価をするということが1つ問題あるのではなからうか。このことは、もう伝えております。

私は、今回の健全化法につきましては、やはり幾つかの問題点があるという認識はしておりますけど、ただ職員には、赤字があるのは事実赤字があるので、何らかこれは消せよと言っております。

もう1点、ここでこの赤字の健全化するについては、どういうふうにするかということの各市町村の考えを出されております。それで出てくるのは、やはりこの国保税とか、下水道とか、税金を改正する時期に来ているのではなからうかということでございまして、我が町につきましても、国保税とか、下水道とか、都市計画税の導入とか、そういうことを考える時期がやはり来るのではなからうかと思っております。夕張市のように大きな赤字になる前に、町民の方に理解をいただいて、できたらお願いをしたいということでご理解をいただきたいと思えます。

将来的な負担についてですけど、先日来、こういう問題もあるのです。将来的には紀南病院のような、ほかの団体の負債もどういうふうにするかということもありますけど、退職金も大きな問題になってきています。

平成16年当時に、退職金の組合へ、上富田町の場合は2億ほど余分に支払いをしていました。ところが、現実的にここ何年か人が減ったということで、マイナスの2億円ほどになっているのが実態です。当分の間、職員を減らすことによって、こういう退職金についてもやはり問題が出てくるのではなからうかといわれております。

幾つかのこういう将来的な予測については、どの範囲で止めるのかということも出て

くると思いますので、先ほど井濶議員言われましたように、将来的には難しいのと違うかなということですけど、将来的な負担については、今のところ担当の者も答弁せんということでご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

先ほど私の回答の中で、維持管理の問題につきましては少しお話しさせていただいたのですが、一般競争入札に今後するというような格好の話があるらしいのです。そういうことでご理解をいただけるようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（池口公二）

教育長、谷本君。

教育長（谷本圭司）

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

特別支援教育を必要とする児童、生徒の実態把握の状況については、まず第1段階としては、7月中旬、今年は7月19日に行いましたが、特別支援教育に係る学校行政連絡調整会議を開催しています。来年度に小学校に入学予定児童について、障害の状況や程度及び相談経過等について交流し、共通の認識を図っているところでございます。

なお、この連絡調整会議の構成メンバーは、町内の小中学校の校長、特別支援教育の関係者、南紀養護学校、はまゆう養護学校の代表者、保育園、幼稚園の代表者及び保健センターと教育委員会の関係者に集まっています。

第2段階としては、11月中旬、今年は11月14日に開催しました上富田町心身障害児就学指導委員会があります。この委員会では、小学校新入時のほかに、各小学校に在席する支援を必要とする児童、生徒の就学先や支援のあり方について審議します。審議の結果に基づいて、教育委員会と学校が協力して就学指導を進めているところでございます。

特別支援学級が設置されている朝来小学校、岩田小学校、市ノ瀬小学校及び上富田中学校に在席する支援を必要とする児童、生徒は、それぞれの支援学級で教育を受けることができますが、問題は、設置されていない生馬及び岡小学校での教育にあるかと思えます。

この2校では、特別支援を必要とする児童への対応として、非常勤講師の配置を県からいただいて、個別指導を中心に教育に当たっているところでございます。

それと、もう1つ大きな課題は、朝来、岩田、市ノ瀬各小学校及び上富田中学校の普通教室に在席している支援を必要とする児童、生徒の教育であります。

今年度は朝来小学校と上富田中学校に非常勤講師を配置して対応しておりますが、各学級2名から3名の該当児があり、対応に苦慮している現状でございます。

こうした現状を踏まえ、今年度は児童、生徒支援教員を朝来小学校に1名、上富田中学校に2名配置して、個別指導や取り出し指導、放課後の特別指導等を通して、よりきめ細かい対応を目指しているところでございます。

議長（池口公二）

住民生活課長、清水君。

住民生活課長（清水一則）

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

まず、1の保険料にかかわることについてでございますが、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が、11月20日に広域連合議会で可決されました。県下均一の保険料は、所得割率が7.92%、均等割額が4万3,375円となりました。

上富田町は、平成15年度から17年度の3年間の1人当たりの医療給付費が県平均より20%以上乖離していたため特定市町村となりまして、保険料の所得割が6.96%、均等割額が3万8,101円と決定されました。

先ほど質問の中にもございましたが、所得割率で0.96%、均等割額で5,274円低く設定されております。

次に、単身世帯の年金収入のみの方を例に挙げてご説明いたします。

また、国保の比較もございませうことから、資産割をゼロで計算してみますと、年金収入153万までは均等割額のみ賦課となり、168万までは7割軽減が受けられます。また、203万までの方が2割軽減を受けられます。なお、5割軽減措置もございませうが、これは2人以上の世帯になったときと考えております。

上富田町は、全体で1,740人の後期高齢者のうち7割軽減者は804名、5割軽減者は58名、2割軽減者は140人を見込んでおります。

このように低所得者の方々は、全体の57.5%になりまして、保険料を軽減することになっております。

2の収入状況の分類での人数ではということでございますが、18年度のデータから試算しますと、未申告者20名、ゼロ申告者の方は1,230名、100万以下の方は260名、101万円から200万円以下の方は152名、201万から300万円以下の方は43名、301万から400万円以下の方は10名、401万から500万円以下の方は7名、501万から700万円以下の方は8名、700万以上の方は10名の計1,740名となっております。

次に、3の国保会計との関係につきましては、75歳以上で、現在、809名の方の国民健康保険税のうち、資産割として3,200万円課税しております。この分が平成

20年度からなくなるわけでございます。

老人保健医療費拠出金にかわり後期高齢者医療費支援金として、国民健康保険税が、これまでの医療費分、介護分にプラスして課税されることとなります。

低所得者で軽減を受けている世帯が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の被保険者が減少しましても5年間は軽減が受けられます。

また、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯となった場合でも、5年間、世帯割が半額となります。

現在、上富田町では葬祭費2万5,000円を支給しておるわけですが、広域連合では3万円としております。20年度から3万円に引き上げるよう検討していきたいと考えております。

また、国保税につきましては、今後、国保運営協議会にご相談してまいりたいと考えております。

4番の介護保険料の高齢者の収入別に6段階を入れるとどうなるかということでございますが、単身世帯の年金収入だけの場合を考えた場合には、80万円以下は2段階で、81万から180万までは3段階、181万円以上は均等割が課税されますので、200万までは5段階ということになります。200万円以上は6段階となります。

5番の保険料未納の場合の扱い、資格証明書などにつきましては、現在の老人保健制度の対象者の方々については、保険料は国保の保険者に支払う一方で、給付は老人保健制度の実施主体である市町村から受けており、保険料を徴収した保険者が給付を行う仕組みとなっていないことから、資格証明書等は発行しておりません。

新たに後期高齢者医療制度においては、保険料の賦課と医療給付を同一の主体、広域連合が行うこととなりますので、国民健康保険と同様に、保険料を1年以上滞納しますと、滞納者対策として資格証明書を発行することとなります。

なお、資格証明書の発行につきましては、徴収猶予及び保険料の減免について広域連合の条例で条文化されておりますので、それらも活用していただき、滞納者の生活情報を把握した上で決定するとされております。

6番の年金額の月割りにおける後期高齢者と介護保険料の合計ではどうなるのかということですが、単身世帯の年金収入300万円までの試算をしております。

まず初めに、80万円以下の方は月額3,100円、81万円から153万円以下の方は4,200円、154万から168万円以下の方は5,100円、169万から180万円以下の方は7,400円、181万から200万以下の方は1万700円、201万から203万以下の方は1万2,000円、204万から220万以下の方は1万3,600円、221万から240万以下の方は1万4,800円、241万から2

50万以下の方は1万5,400円、251万から300万以下の方は1万8,300円となっております。

次に、医師の不足の件でございますけども、現在の小児科医は7名で、産婦人科医は5名ということでございます。これらの医師の不足の理由としましては、小児科医、産科におきましては過剰労働と人命にかかわる率が高いのが原因で、なり手が少なくなっているといわれております。

ほかには、現在、血液内科と脳外科のドクターがゼロ名となり、休診となっております。消化器内科につきましても、ドクターが1名減となり、1名で診療しているわけでございます。

ドクターの数につきましては、定数条例も持っていないので、ドクター不足の原因の2つ目としましては、ドクターの派遣を大学へ頼っていたため、大学への引き上げが原因の一因かと考えられております。

以上でございます。

議長（池口公二）

税務課長、美濃君。

税務課長（美濃 明）

平成19年度の課税の試算ですけども、75歳以上の単身者の方で年金収入の所得税と住民税を19年度の課税で試算してみますと、住民税ですけども、これは税源移譲後です。それから、所得税につきましては税源移譲前で試算しております。

それで、年金収入80万から120万の方につきましては、所得税、住民税は課税されません。それから、年金収入150万の方では住民税が2,900円、それから、153万の方では住民税が2,900円、168万の方につきましては、所得税、ここからは所得税ですけども9,000円、この所得税につきましては、先ほど言いましたように税源移譲前です。それから、住民税が1万1,200円。それから、180万円の方につきましては、所得税が1万9,800円、住民税が1万9,200円。それから、200万の方につきましては、所得税が3万7,800円、住民税が3万2,500円。同じく年金収入203万の方につきましては、所得税が4万500円、住民税が3万4,500円、220万の方につきましては、所得税が5万5,800円、住民税が4万5,900円。240万の方につきましては、所得税が7万3,800円、住民税が5万9,200円。250万の方につきましては、所得税が8万2,800円、住民税が9万9,000円。300万の方につきましては、所得税が12万7,800円、住民税が14万9,000円。320万の方につきましては、所得税が14万5,800円、住民税が16万9,000円となります。

よろしく申し上げます。

議長（池口公二）

答弁漏れはございませんか。

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

それでは、12番、井濶議員さんにお答えいたします。

中期の財政見通しでの決算見込みの推移でございますが、平成19年度決算見込みを踏まえて試算しますと、地方税につきましては、平成20年度には15億1,000万、21年度には14億7,500万、22年度には14億9,200万、23年度につきましては15億1,000万と試算してございます。

続きまして、地方交付税の普通交付税についてのご質問でございますけども、平成20年度の国の概算要求案の仮試算の情報等によりますと、平成20年度では4.2%が減になるとの情報でございますので、それに基づきまして計算してございます。平成20年度は4.2%の減、19年度に対しましてですけども、しまして、12億8,100万、以降、21年度以降につきましては約2%の減と見込みまして、21年度で12億5,000万、22年度につきましては12億3,000万、23年度につきましては12億円の収入見込みを試算してございます。

以上の推移になるものと思っております。

続きまして、町債の残高見込みにつきましてでございますけども、これにつきましては、平成19年度以降の償還計画に基づき試算いたしますと、平成20年度の全会計での町債の残高は131億6,000万……

（「ちょっと待って、公債費」と井濶議員呼ぶ）

あ、公債費ですか、はい。失礼しました。そしたら、公債費についてお答えします。

平成20年度でございますけども、全会計で12億5,000万の償還です。21年度につきましては12億7,000万、22年度につきましては12億8,000万、23年度につきましては12億3,000万になるものと見込んでおります。

続きまして、次に財政健全化の関係につきましてでございますけども、先ほど井濶議員さんご質問にありましたけども、政令の整備についての予定通知というのが12月7日付で来てございます。

ただ、実質的な計算式は、まだ示されておりませんので、今の試算については異なってくる可能性もございます。

まず、1番目の実質赤字比率でございますが、普通会計に相当する会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、市町村の早期財政健全化基準、これにつま

しては、財政規模に応じまして各市町村で11.25から15%、財政再生基準につきましても20%となっておりますが、上富田町の場合は早期健全化ライン、試算では15%に対しまして18年度決算では0.6%になるものと思われま

す。

2番目の連結実質赤字比率でございます。これは、普通会計に相当する会計のみならず公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計を含めた全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率ですけれども、市町村につきましても、早期健全化基準は財政規模に応じて16.25から20%、財政再生基準につきましても30%とされてござい

ます。上富田町の場合は、早期財政健全化ライン、試算ですが20%、先ほどの実質赤字比率のこの連結赤字比率も標準財政規模によって変わってきます。18年度の決算試算では、上富田町はマイナス3%となっております。

3番目の実質公債費比率につきましても、平成18年度から、地方債の協議・許可制度においても既に用いられている数字でございますけれども、市町村の早期健全化基準につきましても、一般単独事業の許可が制限される基準とされております25%、財政再生基準につきましても、公共事業等の許可が制限される基準とされている35%で、上富田町の場合ですけれども、18年度決算の試算によりま

すと13.6になってござい

ます。

以上でございます。

議長（池口公二）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

まず、後期高齢者医療制度の問題です。

1つは、これ、数字を担当課から出していただいたわけですが、年金収入だけで考えましてもかなりな負担が強いられると。特に介護保険との関係がありますから、これは年金収入から差引かれるわけですから、それによりま

が加わりますと、かなりなお年寄りの負担になるということがいわれるのです。

だから、そういう本当にこの制度は、いったん導入したらお年寄りの負担が増えるのは、これは間違いのない事実なのですね。間違いのない事実なのです。

そこで、その間違いのない事実をどうやって証明するかということなのですが、例えば、これはそういうふうに行っているわけですね。仕組みがそのものに行っているわけですよ。

例えば発足時には、年間ですよ、これは全国平均ですよ、1人当たりの保険料は平均は年額6万1,000円というのが平均ですね。これに対して2015年には既に負担率が0.8%増加して、8万5,000円になると。これは、要するに日本の人口の将来推計というところから、厚生省が試算したものなのです。

というように、これはどんどん増えていくと。その増える仕組みはどういうふうになるかといいますと、こういうふうになるといわれているのです。2010年以降の後期高齢者の負担割合については、2年ごとに今までの10%、今は10%患者負担、年金、被保険者負担ですが、それに加えて08年度の若人負担割合、若人負担割合掛ける08年度からの改定額年度までの若人減少率を掛けて、さらに2分の1すると。こういう計算になるのです。これを導入したわけですが、これは、するということになっているのです。そうやって今後の計算はしていきますよとなっています。

若人の減少率というのは、08年度の若人人口分の、08年度の若人人口引く改定年度の若人人口、つまり2年ごとに改定しますから、2年ごとにその数を引いたやつを割ったものですね。その2分の1。

というのは、これはね、もう自動的に、介護保険だったら条例で幾らと上げていくというやつが決まるわけですが、この後期高齢者の医療の個人負担というのは、自動的に計算できる方式ができています。ですから、これはエンドレスなのです。医療費がどんどん増えていけば増えていくほど、つまり老人に対する給付費が増えていけばいくほど、これは増えていくということになっていくわけですね。ですから、これがもう最高のこの制度の問題点であるわけですよ。だから、この制度は断固として廃止するかしないといけない問題であろうかと思えます。

そういうふうにして考えていきますと、えらいことが起こってきたなというのが実感であります。これは、町長自身はどういうふうにお考えなのかということ、再度、いろいろと厳しい状況で大変やという話をされておりましたけれども、その点について2回目にお聞きしておきたいと思えます。今のはエンドレスの方向なのです。これはもう別に条例で決めるとか何とかじゃないのですよ。こういうふう計算方式まで決まっているわけですから、なんぼでも上がっていくということです。消費税と一緒にですね。

次に、普通徴収の保険料の問題です。

普通徴収の場合には、世帯主は当該世帯の被保険者の保険料について連帯して納付する義務があると。というのは、例えば配偶者の方もそうなのですが、配偶者は国保に入る。で、その夫の方は後期高齢者に入るという場合に、夫の方がお金を払うことができなかつたら、お母さんの国保ですか、そこで払うと。あるいはまた、同一世帯の中で同居していた場合に、おじいちゃんが払えなんだら、その同居主が払う。この2つがありますね。

こういうふうになってきて、ここでもまた、確実にこの制度は保険料を取ることができる制度だということがいえると思うのですね。

それから、もう1つは、雇用主の負担がない制度が初めて日本でできたということなのです、後期高齢者医療制度というのは。雇用主は今まで半分ですか、払わしていたやつがなくなりました。同時に、その扶養家族として入っている、例えば奥さんとかありましたけれども、これは75歳で働いているかどうかは別ですよ。でも、それはそういうことになるわけです。

その人が、その人の分については会社も負担していたわけです。ところが、そういうのも全部負担がなくなります。つまり、国保にかかわってくる75歳以下の人については国保に入ることになるわけですから、国保の負担が増えると。つまり、実質的に本人も奥さんも、その2人が、後期高齢者と、それで、それ以外の国保の中に入ったときに負担が2つに増えていくということになってくるわけですよ。

ですから、そういう意味では雇用主の負担がない保険制度が日本でできたということなのですよ。

それから、資格証明書の発行の問題でお聞きしておきたいのは、特別な事情がない場合には資格証明書の発行をするということになるわけですが、そこで私がお聞きしたいのは、その特別な事情という場合の項目ですね。

国民健康保険と一緒にだということになってきているわけですが、その中で要するに主体、経営、事業主体のところの首長が判断すれば云々というのがあると思うのですが、その点で条例ではどういうふうに書かれているか。

資格証明書発行については、要綱というのが必要だと思うのですが、その要綱の中身がどういうふうになるのかと。あるいはまた、当町の広域議会の議員としての立場の首長、町長ですが、また議長がそうなのですが、どういう主張をそこでしていくのかと。これは我々、行けないわけですから。だから、そこでしか決まらんわけですね。その順序立て。

国保の場合でも、短期にしましても資格証明書の発行にしましても、5段階ぐらいの

段階を追わないことには資格証明書の発行はできないようになっているのですね。その段階一つ一つを追って行って、そして初めて資格証明書の発行と。そこまでそのもの以外にもさらに長の判断によるところの資格証明書の発行はしないでもいいと、これ、やらないかと。あるいは、こういうふうにその資格証明書を発行しなくてもいける権利をどう与えるかというところまで判断できるというのが載っているわけですけども、そのことについてどういうふうにお考えなのかということもお聞きしておきたいと思います。

それから、もう1つは、支援金の加算、減算の仕組みです。

これには2013年度納付分から特定健診の保健指導の成果に応じて、例えばプラスマイナス10%範囲内で加算、減算ができると、こうなっていますね。加算、減算ができるとなっております。そこはこういうふうになっているかという問題を聞いておきたいと思います。

それから、はかる指標として健康診断の実施率、保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者予備軍の3つのうち2つですか、2つ入れれば加算したり減算したりすることができるというふうになっているのですけども、それはどういうふうを考えるのかと。

これは、メタボリックシンドロームというのは、日本の肥満学会というのですか、それから内科の学会ですか、そのところの基準が適用されるそうであります。

そうやってきたときに、それはどうなるのか。支援金の問題はどうなるのかという問題があります。

それから国保ですけれども、国保への影響について、資産割というのがなくなっていくわけですね。ですから、その分だけこの医療費というものが必要な分については、国保税に、総体的にそれは割り算しますから割って乗っていくということがいえるわけです。これは国保税の値上げになるのですよ、値上げに。これの分についてどうなっていくのかということをも1つはっきりさせていただきたいというふうに思うのです。

私は、今のこの状況の中では、国保税の値上げというのはとてもできないかと。町長、前にも申しましたが、未収金がものすごく今の段階でも増えていると。そういう中であって、さらにこの影響が出てきて、国保税を値上げせなあかんのと違うのかということの心配が町民の中にたくさんあります。たくさんの方がそう思っています。

ですから、これをまずどうする、どこをどう切り抜けるかと。ここが来年度の財政になるのですけれども、どうやってこれを住民負担にさせないでやっていくかということが1つの政治課題になると、来年は。こういうふうに思っていますけれども、その点どうなのかということをお伺いしたいと思います。

ですから、この問題で私は思うのは、こうやって数字を挙げて計算して、私、まだこ

れ合計出していないのです。今、もらいましたのでね。出していないのですけど、かなりお年寄りが高負担が強いられると。しかも保険料についてはエンドレスの値上げがされる仕組みがつくられたということですね。これはもう本当に、これは廃止する以外にないというように私は考えますが、いかがでしょうか。

次に、紀南病院の問題です。

その前に、もう少し、言い忘れましたが、財政の問題ですね。まあ、それはいいです。

紀南病院の問題です。紀南病院の問題で私が思うのには、医師不足というのはあると、現実に。それは小児科とかいうのがあると。小児科というのは、かつての前の紀南病院ですね、旧紀南病院のときの決算を見たときに、私、ここで質問したと思うのですが、紀南病院の外来の患者の65%ぐらいが小児科の診療だったということであったわけです。

そこが、新しい病院になって、急性期の病院になってから医師が不足するというようなことになってきているというような問題や、あるいは産科の問題、脳外科の問題などいろいろあるわけですが。

そこで私がお聞きしたいのは、この問題を考える場合、地方財政とこの関係する町村ですね、地方財政とどういうふうにかみ合わせていくのか。あるいは、どういうふうにごこのところの論議をどうするのかという問題です。

例えばね、上富田町を考えてみましても、上富田町の社会保険立の紀南病院の公債費償還表というのがあるのですよ。これによりますと、最終的には合計で6億5,518万6,404円というのを払うわけですね。

で、その18年度につきましては、新庄分と新築分で8,616万8,565円払っているのですね。

そして、19年度は9,000万、9,076万4,305円。それから来年ですね、9,132万8,648円。これ、合計ですよ、2つの合計がね。

というように、19、20、21というのは、もうピークなのですね。返済のピークなのです。

と同時に、先ほどね、財政のところ私、聞きましたようにね、公債費がやっぱり12億からあるのですよ。これは公債費と同じですね。ただ負担金になっているから公債費には入っていませんけどね。

ですから、これと足したらものすごいことが起きてくるなど。で、同時に、交付税はもう確実に減っているのですよ。

で、これは私、いつも言っているように、三位一体の改革を町長はよく言われていま

すように、平成12年、2000年ですね、2000年と比べたら、これ、7億から、7億数千万円減ってくるということになるのですよ、単年度で。

そうすると一般財源が、今まで使っていた財源がそれだけ切られるわけですから、それがそこへ充当できなくなってくる事態が生まれてくると。そこへ持ってきて返す方のピークになってくるといことがね、これ、言えるわけですよ。

ですから、紀南病院の問題を考えると、地方財政との関係でどう見るかというやつがね、1つ大きな問題だろうと思うのです。

そこで、そういう論議をね、きちっと数字を持ち合わせた上で論議をしたのかという問題です。

私は、紀南病院が今、市町村で、社会保険立ですけど市町村で持っているわけですね。そのやり方がどうなのかという問題についてまで検討しなきゃならない。私は、この病院は確実にそこに存在させるという方向で検討しなきゃならないというのは、これは当然のことであるわけですが、そういうところへ来ているのと違うかということが言えるのだと思うのですが、どうでしょうか。

そこで、私はおもしろいのを読んだことがあるのですよ。紀南病院について、紀伊民報の記者が赤字云々で紀南病院をどうするかということでインタビューをしているのですね。

そこで、山田さんという人はね、こういうふうに言っていますね。この問題は首長が片手間にやるような問題じゃないと。一部事務組合で病院経営をしていくこと自体に問題があると。つまり、経営主体までこの人は問題及んでいるのですね。一部組合でやるというようなことは、もう無理なのだよと、実際は。

それから、白浜町長立谷さんは、社会保険庁に建ててもらっているのに、なぜこれだけの赤字になるのかということを経民が言いやるというようなことを淡々と述べています。

小出町長は、紀北には県立医大病院と分院があるのに紀南にはないと。紀南病院も県立に移管してもらえないかというように思いはあると、こういうふうには評価しています。

つまり、もうここで各首長は、副首長、管理者、管理長の田辺市長を含めて、田辺市長はあんまり明確なことを答えていないですよ。つまり、そこまで、その病院の存在するもとのところがどうなのかという点については、田辺市の市長だけ答えていないのです。ほかの皆さんは大体そういうふうには答えているのですね。

ですから、この問題は、もうそこまで来ているのと違うかと。あの病院をどうやって存在させるのかということまで、地方財政のこういう厳しさの中で論議をせんなんといいところまで来ているのと違うかと。それはもう逃げて、避けて通れない問題だとい

うふうに私は思うのですね。

それをぜひやるべきじゃないか。もう、やるどころへ来ているのと違うかと。例えば経営主体何とか設置ですか、先ほど私、質問の中で言いましたけれども、中期見直し云々の中で、病院事業管理者の設置というような状況じゃないですよということを、この数字とか出ているのと違うかというように思うのです。そこの論議をどうするのかと。

私は、ここの山田さんという人は、一部事務組合ではもうあかんと違うのかということまで言い切っているのですね。この人だけは、きちっと主体を論議せなあかと。

上富田の小出町長は、県立医大へ移管してもうた方がいいのと違うかというところまで踏み切って言っているのですよ。

ですから、そういう問題の中でね、その論議が一向にこの地域住民には聞こえてこない。核だ、核だ、医療の核だということは聞こえてくるのですけれども、そういうふうなことは聞こえてこない。そのことが医師不足につながっていき、管理さえも自分たちではようせんから、どこかへ請け負わしてやらすというようなことになるわけですね。

というのは、これは、この病院を急性期病院にするときに、そうした論議がきちっとされずに、あそこへつくったらいいわというような形でしか、そういう形でつくったものじゃないかと。これは私は、この病院を否定していないのです。あそこへ存在させる、紀南病院は生かしていかなんという、この立場でやっているのですけども、そういう問題があるのではないかという点についてお聞きしたいと思います。

それから教育問題ですが、長々といろいろとご説明願ったのですが、例えば、充当させているのだというようなお話でありました。例えばしかしね、特別支援員制度というのはね、特別なのですよ、これは。例えば、岩田小学校なんかでは生まれていないですね。岩田ではやられていないですね。そういう努力していないのですね。

だから、そのために学級経営が非常に問題になってくるということがはっきりしているのです。これはもう、その現場を見たらよくわかると思うのですけどね。そういうものに対してどういう論議をしてきたのか。なぜそこに配置されないのか。

当然、平成19年度から、この特別支援員制度というのはできているわけですが、それがそこになぜ配置されないのかという問題をお聞きしたいと思うのです。

これは、だから、ほんまに子供たちの教育権を守り、同時にその子自身にも教育権をきちっと保障していく上では大変大事な指導だというふうに思うのですけども、その点についてお伺いしておきたいと思います。

それから、財政問題です。

先ほど紀南病院のところ、私、申しましたけれども、この3年間、20年、21年、22年、23年含めてですけども、公債費のこの全会計の推移というのは、12億5,

000万から約13億円の公債が動いていくのですね。そのときに、さっき言った紀南病院の負担も重なってくるということになるのですよ、上富田町としてはね。

それ以外にも、この間に、この3年間のあとの3年間にもいろんなことを、やらなきゃならない問題が出てくるかもわかりません。あるいはまた、どういう赤字が出てくるかもわからない。借金しなきゃいけない問題。つまり、地方財政がものすごく厳しくなっているのです。厳しくなっているのです。

同時に、地方税はどうかといったら、地方税はむしろまだ、23年にはちいと増えるけど、あとは14億ちょっとで止まっていくと。これは税源移譲の問題があってこれは増えているだけでね、別に特別に余計所得があった、増えたというものではないですよ。ですから、これは横ばい、まあ横ばいだと。まだむしろ減るかかわからないと、こういう中でね。

そうすると、この財政運営を含めて、相当問題点をきちっと整理しなきゃいけないなというように思うのですけどもね。

で、私はなぜ財政問題を聞いたかといいますと、先ほど、いろんな一部事務組合云々の問題とかというのはあるわけですが、非常にそういう面で言っていたら大変な問題が生じるなど。

で、実質公債費比率というのは、その一部事務組合、広域連合まで入るのですよ、これね。広域連合は来年始まりますから、広域連合まで入ったやつが、全部、関係してくるわけですね。そうすると、もっと上がってくるだろうと思います。

それから、将来負担比率というのは地方公社とか、上富田町には地方公社というのはありませんから、これ、田辺市なんか関係してくると思うのですけども。

で、そういう中であって上富田の連結実質赤字比率というのは、早期健全化ライン試算というのはマイナス20ということが言われているわけですね。マイナス20というのは、これは、16.2%から20%の範囲ということですから、もうぎりぎりですね。これは県の試算したやつですよ。県の試算したやつで見ると、そうなっている。ここに書いておりますね。

(発言する者あり)

うん。余裕あるのや。5%余裕はあるのやけど。

あと30%にまでには20%は余裕ある。

(発言する者あり)

ああ。でもね、ここにはそういうふうには書いています。書いています、県はね。

(発言する者あり)

あ、0.3%です。そうそう、まだ大分あるわけです。まだ試算では、18年度の決算ではまだあるわけですがけれども、非常にそういう意味で言ったら厳しくなっていると。

で、実質赤字ラインについては15%ということで、これにつきましても厳しくなっているということが言えるわけですね。

そうすると、この実質赤字、連結決算、実質公債費比率については、私自身もね、これは実際こういうことをやったらいいのかどうか、これ、やってみたらいいのかどうかというのはわからん、ケース・バイ・ケースだというふうに思います。

ただ、こういうもし、これはなぜこういうことが起きてくるかといいますと、市町村財政も貸借対照表をつくって、健全含めてやるべきじゃないかということが意見も出ているわけですよ。

そうやるのがどうかというのは私はまだどうかわかりませんが、そういう意味で言いますとね、非常に財政は厳しくなってくる中でのこういう4つの指標というやつが出てくるということで、将来的に非常に、これをやられていくとえらいことになるなど。先ほど言いましたように、連結実質赤字は3.0で、ちょっと余裕があると。で、20%ですから、これは余裕があるということであるわけですが、そういうことを含めて、この財政というのは、特に一部事務組合との関係を含めて非常に大変なことになるということだけ、まず伝えておきたいし、そして、そこを中心にしながら町政を進めていかないと。

で、その中で後期高齢者を含めて住民負担が増えてくるという中であって、国保税の値上げなどをしないというような方向も含めた検討、財政の検討をやらないかんのと違うのかというように思います。

以上で2回目の質問にします。

議長（池口公二）

1時30分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時30分

議長（池口公二）

再開いたします。

午前に引き続き一般質問を続けます。

12番、井瀬 治君の2回目の質問に対する答弁を願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

2回目の答弁をさせていただきます。

1回目のときに、後期高齢者医療制度について最終的に住民の考えという中で、年金とか国保、介護について、今後、どういうふうになるかということをお話しさせていただいたと思うのですが、今、やはり全国的にも少子・高齢化が大きな問題で、今後ともやはり年齢の構成によって、こういう制度というのは非常に大きな問題があるという認識をしております。

次に、この後期高齢者の問題でございますけど、今のままの医療費で増大しましたら、日本の医療に対する保険制度というのは世界的にも評価されておりますけど、これが我々は崩壊するという認識をしております。後期高齢者、こういう問題についてもやはり議論して、医療制度を守るということが非常に大事ななと思っておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思っております。

また、先ほど町長とか、議長さん、広域連合の議会へ行っていただいているわけですが、特に議長さんは上富田町の立場に立って広域連合の中で意見を述べられているように聞いております。

私の方でございますけど、私はやはり事務的に、全県下的な事務的な打ち合わせの中でそれを認めるというような立場で上富田町の立場を明確にしております。

そういう意味で、先ほど井瀬議員ご質問ありましたように、資格証明の発行等はその町その町で独自にするのではなく、事務的に県下的に統一した中でされるべきものでございまして、先ほどの幾つかの質問につきましては、担当より説明をさすということでご了解をいただきたいと思ひます。

次に、それに関連して国保の話がございました。国保につきましても、若干健診の問題もありますので、その点についても答弁させますけど、私は、今、事務的に言ったのは、平成19年の基金のときは1億7,062万5,000円あったのです。ところが、現在の予算では1,117万円、約9,000万円ぐらい、この1年間に取りつづすような格好の予算になっております。

このままでありましたら、やはり平成20年度以降、赤字、基金がなしに赤字になるという可能性がございますので、そこらのところを加味して保険料を検討せよ。やはり赤字を大幅に持つということは、非常に難しい問題がございます。付近市町村の国保の状況とか、こういう基金の状況を見て、今後、対応させていただくということでご了解をいただきたいと思ひます。

次に、紀南病院の関係と地方財政の関係でございますけど、今、紀南病院の大きな赤字につきましては、先ほど言いました、新しい病院が建ったことによるものと、もう一つは、各自治体もそれぞれの償還は大きいのです。先ほど言われましたように7,000万円とか9,000万円、1年間に戻す格好になってきます。

このことの原因というのは、医療費、社会保険庁のいう医療器具と、独自にこの組合で買った器具との差が相当出てきて、その負担に対する償還が大きくなったのが状況でございます。

我々は、やはりこの中核の医療施設として、それなりの医療器具が必要でございます。そういう意味におきましては、建設当時ですけど、お医者さんと医療の議論をされておりますし、そのことによってむしろ医師の確保をできたのかなと思っております。

やはり先端な医療施設にはお医者さんも確保できる余地でございますけど、そうでなかったら、やはり一面、医療の経験を積む機会がないので、お医者さんの確保も難しいというようなことを私としては認識しております。

そういう意味におきましては、この紀南病院の経営が赤字になる、ならんというより、この地方の医療施設としてどういうふうになるかということの議論もしやるということのご理解をいただきたい。

そういう中でむしろ、私の考えですけど、先ほど、町長はこういう発言あったのと違うかということがありましたけど、国レベルとか県レベルの中で、この和歌山県の医療体制も考えていただきたいというのが私の考えであるということでご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

次に、町の財政でございますけど、先ほどからたびたびご指摘ありましたように、21年とか22年、これはもうピークに来ます。紀南病院の話もそうですし、富田川衛生施設組合の問題もそうですし、我々、朝来小学校からいろいろありますけど、そういう償還金がピークに来ます。

町も、もうたびたびお話しさせていただいておりますけど、事業費調整しますよと言っております。

一例でございますけど、公共下水道事業につきましても、国の方から予算はつけますよと言っておりますけど、何年か先、この後の何年か先に、やはり償還に対して町の財政が圧迫されるということが出てきます。

職員に言っているのは、今の時点はいいけど、やはり中期的にも長期的にも考えて事業費調整するということを考えていただきたいということを常々話しておりますので、そういう点のご理解をいただきたいと思っております。

そういうことで、国保の問題もそうですけど、他の負担の問題につきましても、大き

な赤字にならないうちにそういうものを検討させていただく中で、今後の財政運営をするということのご理解をいただきたいと思います。

その中でバランスシートのお話あったと思うのです。バランスシートについても、これはせよと言われております。地方財政、せよと。で、私自身、そう、バランスシートは思っておりません。

といたしますのは、役場の資産、この建物もそうですし、道路も資産は評価の対象になります。ただ、これが赤字になったから売れるのかといたら、売れる問題でもないのです。資産としてどれだけあるという評価になってきます。

非常に難しいのは、バランスシートをすることによって改善の方法は出てきますけど、資産、要するにプラスの資産とマイナスの資産をして、ゼロになったからそれでいいのかというわけにはならないと思うのです。やはり公共施設はそれなりに保管せんなんということがございますので、今後はこういうもののいろんな指標を通じて、この財政の運営について努めますので、その点ご理解をいただけるようお願いいたします。

ほかのことについては、担当より説明させます。

議長（池口公二）

教育長、谷本君。

教育長（谷本圭司）

お答えいたします。

文部科学省の調査では、通常の学級において、学習障害、注意欠陥多動障害、高機能自閉症等の児童、生徒が約6%の割合で在席している可能性があると言及されていますが、管内の学校においても、これに近い数の要支援児童、生徒が在席しているものと思われまます。これらの児童、生徒への教育が、今後、大きな課題になると認識しています。

このことについては学校現場から要望がなされており、毎月開催している校長会や教頭会で事例を挙げて論議を交わし、協議を行っているところでございます。

加配の先生については、県の教育委員会に強く要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（池口公二）

住民生活課企画員、和田君。

住民生活課企画員（和田精之）

12番、井澗議員のご質問にお答えいたします。

先ほど4点質問いただいたと思うのですが、まず1点目の保険料ですが、老人保健制度と後期高齢者医療制度の違いで、1割が保険料として新たに徴収されるということで、これまで負担の要らなかった社会保険等の被扶養者の方々も保険料を負担し

ていただかなければならないということで、国としましては激変緩和措置としまして、2年間、均等割を半額とするということにしておりましたが、政府の方のあれで、20年4月から9月までは凍結、20年10月から21年3月までは9割軽減、21年4月から22年3月までは5割軽減と、このように措置をするということで通知が来てございます。

それと、町としましては、現在、65歳以上の寝たきり老人と言っているのですが、身体障害者の手帳1級、2級、3級及び4級の方で65歳以上74歳までの方につきまして、現在140名の方がいらっしゃるわけですが、このまま後期高齢者の制度へ移行すれば新たに保険料がかかるということにもなりますので、負担と給付の関係で、ご本人さんを役場へお呼びしまして、個別に資産割がある方、ない方、所得のある方、ない方、一人一人違いますので、選択、どちらにするかということで、今、目下、窓口へ来ていただきまして、担当とご相談させてもらいまして、4月から後期高齢者へ移行するか、そのままの現在の国保なり健康保険の被扶養者でおられるかということをご相談させてもらっています。ただし、75歳になれば自動的に後期高齢者の制度へ移行します。

続きまして、2点目の資格証明書の件ですが、資格証明書につきましては、去る19年10月3日付で広域連合の連合長名で議長あてに、後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書についての回答という中で、後期高齢者の医療の確保に関する法律に定められているので、特別地方公共団体である広域連合は法令を遵守し、資格証明書を発行することとなります。なお、資格証明書の発行につきましては、広域連合の条例19条で徴収猶予、20条で減免制度というのを設けております。

で、それなので、1年以上滞納という方につきましては生活状況を把握するというところで、それはつまり町の方へも相談をした上で発行したいと、このように考えているという旨の回答をいただいております。

続きまして、3の支援金の加減の問題ですが、国の通達によりましたら、平成25年度より、プラスマイナス10%の範囲内で政令で定めることができるということとなっております。

それにつきましては、20年と比べまして特定健診の実施率が65%、同保健指導で45%、メタボリック症候群の減少で10%と、これをクリアしていなければ、最大10%、支援金をたくさん納めなければならないと、このようになっております。

それで、ちなみに町の健診率なのですが、基本健診で、17年度なのですが、県平均が34.1%、町が52.8%ということで、そんなに健診率は県下平均に比べましてもかなりなもので悪いことはないのですが、ただ、これからいろいろ問題も

ありますので、18年度で県の補助事業をいただきまして、県民ヘルスアップ事業、19年度では国費の事業をいただきまして、ヘルスアップ事業ということで、現在、事業を実施しております。これにつきましては、20年度からの特定健診に向けての保健師の技術向上ということで、町は手を挙げて積極的に取り組んでございます。

それと、4番目の国保への影響ですけれども、先ほど課長も申しあげましたように、まず資産割、後期高齢者へ移行する方が809名おられまして、約3,200万円、単純にこれだけしましても3,200万は減少します。

それと、国民健康保険税への配慮ということで、先ほどもこれも課長申しあげましたように、軽減を受けている方で、例えば75歳の方と60歳の夫婦の方、ちょっと年齢離れ過ぎているのですけれども、仮に、今、6割軽減を受けておられまして、だんなさんが後期高齢者へ移行したら、1人になった場合、軽減を受けられないというようなこともございます。

それにつきましては、被保険者が減少しても5年間は今と同じ軽減が受けられると、このような措置もあります。

それと、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより2人世帯から単身世帯になった場合、5年間、世帯割というのが半額となります。

こういうふうな配慮もございまして、かなり国保への影響があると思います。

それと、今現在、国保の課税なのですけれども、平成15年度に値上げをさせていただきまして、その後、値上げしておりません。その間に医療費につきまして約20%増加しております。やはり独立採算という観点の中から、医療費が上がれば保険料の値上げもいたし方ないなということで、今後、医療費の動向、それと後期高齢者の支援金なり影響額を動向を見ながら、それと基金の取り崩し状況を見ながら、国保の運営協議会の方へ諮ってまいりまして、値上げということで進んでおりますので、よろしく願います。

以上です。

議長（池口公二）

答弁漏れはないですね。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

まず、後期高齢者医療制度の問題です。

私の質問に答えていただいた中で、いかにお年寄りの負担が増えるかということがわかりました。わかったし、町長もその認識だろうというふうに思います。なおまた、高齢者医療だけではなく、所得税も住民税もかかってくると。所得税につきましては、

これは税源移譲前のやつで計算していますので、10%ですか、計算しているので若干ここは少なくなるということが言えますけれども、120万の人でもかなりな金額を月額納めていかなきゃならない状況になるということがわかったというふうに思います。

それと、この保険料の算定、増やしていく問題で2年ごとにやるわけですが、そのときに10%プラス、まず2015年には0.8%足して10.8%になるのですが、それからずっと2年ごとにやっていくわけですが、それには10%足す08年度の若人負担割合というのは4割ですね。4割分の掛ける若人減少率ですね、減少率の半分を掛けて、その足して、そうして出していくわけですね。

これは、さっき言ったようにエンドレスに保険料が値上げされる仕組みになっているということが言えると思うのです。

これは、町長は、そのとおり一応認めるべきだと思うのですね。認めた上でどうなるかという問題があります。そういうふうになっていくということを含めて、私はここではっきりさせておきたいと思います。

それから、資格証明書の発行の問題ですけれども、これは事業主体が上富田町じゃないので、いろいろ相談があるという答弁が、今、ありました。それはそれで結構だと思うのですけれども、少なくともその資格証明書、短期保険証の発行につきましては、慎重なることの取り扱い、あるいは、ないしは、その要綱なども含めた、やはり県民本位、加入者の住民本位ということをお願いしたいと。そのことをぜひ議会でも申し上げていただきたいというふうに思います。

それから、最後に町長にお尋ねしたいと思うのは、こういうことからわかったことは、保険料の負担がものすごく高くなってきているということなのですね。だから、それで減免制度、要するに制度としての減免制度、国が決めていく法令上の制度というのはあるわけですが、独自に広域連合での減免制度というのをやっぱり追求していかなきゃいけないのではないかとこのように思うので、それについてお答え願いたいと思います。

今、この地方財政にかかわっている広域というのは、例えばこの間、定率減税の縮小、廃止、公的年金などの控除額縮小、140万から120万になりました。高齢者控除の廃止、非課税限度額の引き下げ等々増税をやってきたわけですね、一方で。

で、一方で三位一体の改革ということで地方交付税を削ってきたということになってきて、で、一方、例えば定率減税したときの法人税とかそういうものに対してのものは全然一切手をつけないでやってきた結果、あるいはまた軍事費などを聖域化して、今、事件が起きてますけれども、聖域化して、そのお金についてはさわらないということをやらずに貫いてきました。

そういう中でこういう財政危機というのを招いているわけです。だから、そのことを市町村長会で言っていると思うのですが、ぜひ大きな声を上げて、今の地方自治体の財政問題を訴えていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。その点につきまして再度お尋ねしたいと思います。

最後に、この制度は私はやっぱり導入すべきでないという立場に立っています。ですから、そのこともあわせてそういう意見があったということをご伝わるべきであるというふうに思います。

それから、この制度を私は調べてみてびっくり、調べてみるというよりも、上富田の実態を見てびっくりしたのですけれども、高齢者の中に未申告といって、要するに何の保険も持っていない人が20人おるという実態ですね。それから、0円の人が1,230人もおると。教育もないとかね。そういう実態の中でこのものが導入されているということが、非常に大きな問題だというふうに私は思うのです。

こういう人たちがどうやって安心して医療にかかれて、健康な暮らしをしていくかということの問題も、地方自治体の大きな課題だと思いますので、その原因とあわせてひとつ広域連合に申し込みたいし、それから市町村長会でもきちっと発言をしていただきたいというふうに思います。

2番目の問題は、紀南病院の問題です。

紀南病院の問題では、さっき私、累々申し上げましたとおりのことで、今、町長言われているように、いろんな医療器具ですね、機器の差というのがあるわけですよ。それは、もう当然出てくる問題で、充実させていかなきゃいけないと思うのです。

だけど、その主体たるころのね、基本的なその、紀南病院を支えている主体、母体、主体がどうあるべきなのかというところの判断、あるいは、それがあかんのだったらあかん、いいのだったらいいということで、早くその対策するものをつくっていかないと、医療全体を守ることができなくなってくるのではないかと。今の政府のやり方を見ていると、ますます町への負担というのは削ってくるわけですから、大変なことになるなというふうに思うのです。

だから、その点で2人の首長が、上富田町長とみなべ町の町長が、そういうところまで踏み込んだ論議をしているという点はね、私は重視すべきだというふうに思うのです。

ですから、そういう論議を議会でもやっていただくということが大事だと思うので、ぜひそのことを申し上げておきたいというふうに思うのです。

だから、その中で地方財政が非常に大きなウエイトを持ってきていると、医療の問題で。このことは、この田辺、西牟婁地方の住民の医療を守るという点では大事なことですけれども、それに対する地方財政のものすごい負担というものが増えてくるであろう

ということが予想されます。

ですから、そのこともあわせて地方財政との関係でも大きな論戦をひとつしてもらおうということをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。このことを申し上げておきたいと思います。

それから、教育問題では一応そういう点でしっかりと取り組んでいくというように了解しておきたいと思います。

それから財政問題です。

地方財政の問題は、やはり臨調行革から三位一体の改革に進んで、そして、その中で地方交付税が削られる、税源移譲は本当にこの5年間、6年間で1億円ちょっとというような状況ですから、ほんまにこの、もちろん住民税、所得税の問題ありますけれども、少ないという中で起こってきている問題なのですね。これは市町村が起こした問題じゃないのです。政府が、お金の使い方の判断でこうなってきているわけですね。その点につきましても、さらに見解をひとつ聞いておきたいというように思います。

そして、言い忘れましたが、国民健康保険税について値上げということを中心に検討しているということでもありますけれども、その際、私はお願いしたいのは、今に、国民健康保険の負担、国の負担がどういう状況になっているかということをしかりと審議の皆さんにお教えしていただきたいというふうに思います。

これは、これも実は町民の医療費がどうかしているという問題は多少ありますけれども、むしろ国庫負担金が削られてきているということに大きな原因があるというように私は思いますので、そこもひとつきちっと発言をしていただきたい。こういうふうに思いますので、いかがでしょうか。

以上で3回目の質問を終わります。

議長（池口公二）

答弁を願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

答弁の順序につきましてはちょっと変わりますが、まず、基本的には国もそうですし、地方自治体も非常に財政厳しいときでございます。そういうことで、11月の末から12月の初めにかけて各種の全国大会がございます。例えば国保の制度の強化促進委員会とか、全国町村長大会等がございます。これにつきましては、和歌山県は和歌山県の意見をまとめて、この意見書の中へ反映していただくのですが、2つとも大きな問題は、やはり地方自治体の財政の基盤を確立せよという要求をしております。

こういう形の中で、やはり国の段階でよくいわれることではございますけど、地方と

都市との格差の問題もありますし、いろんな形でもう少し地方の役割を見ていただきまして、基盤の確立をしていただくということは常々要望しているという前段の答弁はさせていただきます。

そういう中におきまして、今回の医療制度につきましては、全国的、県下のございまして、町独自で何をするというほど上富田町は余裕はございません。

ただ1つ言えるのは、もう再三言っていることですが、健康管理はまず個人の方で管理していただかなければ、幾ら行政が個人の健康について述べたところで改善はしません。

そこで私は、予防介護とか予防医療ということで、個人の方で健康管理をしていただくということで、できたら町のそういう施策に重点的にさせていただきたいと思っております。

そういう中で、今回のその後期高齢者医療制度につきましても、やはり県下同じような事務体制の中でさせていただくということで、できたらご了解いただきたいし、また、国保につきましても、今の状況であったら、やはり平成20年度は改定の方へ行くし、そういう格好の中で町民の皆さんに理解をいただきながら、できたらあまり大きな赤字にならない間に手を打つということでご了解をいただけるようお願いしたいと思えます。

以上でございます。

議長（池口公二）

答弁漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

なければ、以上をもって12番、井潤 治君の一般質問を終わります。

2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時05分

議長（池口公二）

再開いたします。

引き続き一般質問を続けます。

2番、木村政子君。

2番（木村政子）

通告に従いまして質問いたします。

1点目は、南紀の台の空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例というのがあるのですが、その代執行の実施というのを町はやるお考えがないかどうかということについてお尋ねをいたしたいと思います。

上富田町には、昭和51年3月30日に条例第9号として制定され、平成9年9月30日に条例18号として改正されました、上富田町空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例というのがあります。

その第1条には、目的として、この条例は、耕作の放棄地や宅地開発に伴う造成地または用地購入したまま放置している空き地等に繁茂した雑草を除去させることにより、良好な生活環境の確保と社会生活の安全に寄与することを目的とすると、こういうふううたわれておりました、南紀の台は、まさしくこの宅地開発に伴う造成地というところに当たると思います。

第2条の定義には、この条例で空き地とは、現に人が使用していない土地をいうと。で、危険な状態というのは、雑草が繁茂して、または枯れ草が密集し、かつそれらがそのまま放置されているために、犯罪、病虫害、火災その他の災害の発生原因となるような状態をいうというふうに定義をされております。

南紀の台には、雑草の繁茂で、もう密林状態になった箇所が何カ所がございます、そこはもちろん火災の心配もありますし、白アリとかスズメバチの巣がよくそこへできるのでですね。それが、白アリについては近隣の住宅に大きな影響がございますし、スズメバチについても、子供たちが多くなっている現状では非常に危険な状態だと思います。

それに、最近、南紀の台には野良猫がすごく多くなって、その密林の中を出産場所にして、野良猫が非常に増えているという状況も見受けられるわけです。

第4条には、町長は、空き地が危険な状態になるおそれのあるときは、当該空き地の管理について管理者に対し適正な指導をし、または助言をすることができるという規定があります。

除去の委託として、第5条には、空き地の管理者はみずから雑草を除去することができないときは、それを上富田町に委託することができる。この場合、管理者は町に対し委託料を支払わなければならないと、この条文に従って、現在、産業建設課が空き地の地主に文書を出して、委託料の振り込みのあったところには森林組合さんによる刈り取りを実施していただいているというふうに認識をしておりますが、そういうふうに委託料を振り込んでくれる地主さんというのは、まだ全然見に来なかって、さほど近隣の人にも、まあ迷惑といえば迷惑ですけど、さほどではないという状況にあると思うので

すが、もう10年も15年も、長い間、手紙を出してももう全然それをなしのつぶてで、全然刈り取りに応じない箇所というのも何カ所があるわけです。

その中で、町内会としても春と秋にはみんなが出て、道にはみ出している分についてはみんなできれいにして、車の通行を妨げないようにするとか、そういう手だても講じているわけですがけれども、何で人の土地まで刈らなあかんのなという、そういう苦情も、やっぱり大勢の住民の中にはそういう意見をお持ちの方というのも当然出てまいりますし、お金を払う地主と払わない地主がいてということは、やっぱり一種不公平ということがいえると思います。

この条例には第7条に代執行という規定がありまして、措置命令を受けた管理者が所定の期限までに履行しないときは、町長は第三者をして直ちに行政代執行法の規定に基づき代執行をなすものとするという規定が定められているわけです。

条例というのは、やっぱり守るためにあるものだと思いますので、どうしても近所への迷惑が多大な空き地、今のところ3カ所か4カ所ぐらいかなと思うのですが、そこに対してはこういう公共の福祉に反するという立場から、まず手始めに代執行をしていたら近隣の住民は大変喜ぶと思いますので、そういうことを実行するお考えはないかどうかということ、まず、お伺いいたしたいと思います。

2点目としましては、今、今年度、さわやか基金による住民との協働事業というのが立ち上げられまして、たしか8事業あると思うのですが、各団体が鋭意取り組みをしていると思われましますが、事業立ち上げから約半年経過いたしましたので、その事業の進み具合についてお伺いをいたしたいと思います。

特にエコスタイル事業につきましては、資源ごみの回収に毎月1回取り組んでおられるわけですが、これについては、回収した資源の具体的なデータも出ていると思いますので、そのあたりについてもお聞かせを願いたいと思います。

特に3年度やるということで、来年度、当然取り組みを続けていった方がいい事業というのがあると思うのですが、それはどういうふうに事業の継続を考えておられるか、その点をお尋ねいたします。

それと、エコスタイル事業でいいますと、その回収日に、町長さんは毎回ごみを持ってきてくれると言って、みんな、婦人会も喜んでおるところなのですが、130名の職員さんのお顔をあんまり見らんないという意見が、婦人会の中から出ております。

環境の職員さんは非常に熱心に、この運動に協力して取り組んでいただいておりますので、それは婦人会としても非常にありがたいところなのですが、該当の課以外の全職員が、1回でも瓶を持って行ってやろうかということにまだなっていないのじゃないかというふうに思いますので、そのあたり、全職員の取り組みとしてどういうことをなさっ

ているか、そのあたりもお伺いいたしたいと思います。

以上、第1回の質問を終わります。

議長（池口公二）

答弁を願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

2番、木村議員のご質問に答えたいと思います。

先ほどご質問ありましたように、上富田町には上富田町空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例がございまして、先ほどから1条1条説明していただいたところでございますけども、この条例は上富田町全体を指しているものでございまして、南紀の台を特定しているものではございません。

その中で、第7条で代執行がうたわれております。代執行はできます。ただ、代執行法の中で問題出てくるというのは、この代執行にかかった費用については町は徴収する義務が出てきます。

この徴収につきましても、この代執行法では国税の滞納処分の例によって徴収するということが決められております。これも順位が決められております。で、この条例からいったら順位は低いよ。

要するに、このことの代執行をすることによって、その負担を徴収できるかできないかというのは大きな問題になってくると思うのです。

そこで出てくるのは、この代執行法で公益性が、条文的にいいますと、かつその不履行に放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁、これは今回の場合、上富田町になりますけど、みずから義務者になってその行為をするということがうたわれておりますけど、この公益性と代執行にかかった費用についてのこの因果関係が非常に難しくなってくると考えております。

といいますのは私も、極端に言ったら東京とか大阪の郊外で廃油なんかを放置して、それが下流の水源地へ影響を与えるという場合、この場合は代執行してでも、やはりそのお金が徴収できなかってでも代執行する必要が私は考えられます。

ただ、今回、この、公益性に著しく反するということの判断が非常に難しい。というのは、これは前例があるのです。前例があるというのは、この条例してから、そういうことの質問あって、しようかなとかかったのですが、この公益性ということになってきたら、上富田町の放置した、要するに水田であろうと農地であろうと、同じように代執行するか、せんかということが非常に問われるよということが出てきます。

要するに、一例ではございますけど、南紀の台で起こった問題は、朝来のどの地区で

も、市ノ瀬でも起こったら、すべて代執行しなければならない。その代執行によって費用がかかった場合は町が全部徴収できるような状態であつたらいいのですが、できる状態でない。

極端な例で言いましたら、皆さん方が代執行した場合、町としてマイナスにもなっても構わんよというぐらいの気持ちになっていただける場合やったら、私は代執行してもいいと思うのですが、ただ、こういうものが全町的にした場合、相当経費がかかります。その負担を、極端に言ったら取れる見込みがあるのだったら問題ないのですが、多分取れる見込みは少ないと思っております。

そういう中で代執行するか、せんかについては、今後の課題として研究する必要がありますし、今までの例で言いましたら、ほかの市町村でも代執行したというケースはないらしいのです。

そういう形の中で、法的にはしなければならないけど、その費用にまつわるやつが回収できる見通しがあるのかなかというのは非常に難しいということのご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

次に、協働の問題でございますけど、協働につきましては1,000万円の予算を組ませていただいております。今、600何十万円を使っております。一つ一つ、その事業の執行状況についてもしております。

このことにつきましては担当の方より答弁させます、どういう状況であるか。

そして、そこで出てくるのは、継続して、例えば19年度は20年度でどういう継続して、どういう発展性が出てくるかということが非常に問題になるかなと思います。

例えばエコスタイルで回収していただいたのですが、この問題も、来年を続けるについては、今年やったら100万やけど、今年が1年目で相当お金がかかっておりますが、来年やったら15万円でできるとか、20万円でできるとか、その効果というのが出てくると思うのです。そういうものを今のところ検証させております、すべての事業に。

それと、もう一つ、よく言われるのは、今回は生馬と朝来の連合婦人会の皆さんにいただいているのです。いつでも言われるのは、上大中の清掃組合へ行ったときに、市ノ瀬は割りかしこの事業が進んでいるのです、学校単位で。

学校単位で進んでいるということによって、上大中でなぜ出てくるのかと云ったら、ごみの量を減らすために、市ノ瀬の方はそれなりの対応をやるけど、ほかの地域の人でも対応してほしいよという、こういう問題が出てきまして、ほかの地域の人が今回していただけるようになったのですが、ほかの地域によつたら学校単位でやるという実情もご理解いただきたいと思っております。

一例ですけど、朝来の小学校そのものもしております。そこへ出てくるのは、職員がどの部分でかかわるかということです。例えば役場の中でも、役場の後ろにそういう収集庫をつけておりますし、廃油も集めるような格好にしております。そういう格好で職員がかかわる部分もあるし、学校行事としてする場合もある。それが毎月するのかというのは、そうではなしに夏休みとか春とか決めてしているという問題がございます。

私はたまたま町長という職業柄、朝来のコミュニティセンターとか大谷へ持っていかしていただくんですけど、本来、前はそうではなかったのです。というのは、朝来のエコスタイルを小学校でしている人が私の端にあるのです。その人がうちの家内と相談して、小出の家で出るものはそこを經由して朝来の小学校へ持っていきやるというようなことをしておりますけど、今回できた関係上、やはりコミセンとかそういう格好でしている。

この趣旨については、先ほどご質問あったように、職員に徹底して、何らかの形でかかわるように今後させていただきたいと思えます。

いずれにしても、こういうお話をさせていただくというのは、最近、紀伊民報でも協働が今後のまちづくりの勢いになるよというようなことで講演された鈴木先生がございまして、あの先生もたびたび上富田町へ来て、いろんな話していただいております。

できましたらこういう協働の中で新しいまちづくりをする、その協働の事業が継続できるような格好で町としても応援したい。その中で、先日もご了解いただいたというのは、来年度から、来年度というのは20年度から、できたら4月から実行できるように、募集だけ1月からもうせよとっております。予算はないのやけど1月から、もう皆さん方に1,000万円という了解をいただいている。そういうことをせよということを1つっております。

もう1つは、1年間したって、その年にしたやつを全部その年に使うのではなしに、繰り越しても構わんし、役場自体も繰り越しています。目的というのは、お金を使うということが目的ではないと思っております。そういうことで継続するというようなこともさせていただきたい。

もう1つは、職員からも幾つかの提案をしております。例えばの話ですけど、生馬のある集落へ行っております。ここの集落は多分、災害が起こったら、もう役場から救援に行けんような地域なのです。そこはもう独立してしてほしいよ。そのかわり、その協働事業の中で議論して、いつかの時点で立ち上げるということしております。

こういう協働につきましては、その目的の趣旨をはっきりして、お金を有意義に使って、将来財政的に負担がかからんような格好で推移するということをご了解いただきたいと思っております。

現在の申し込み件数につきましては、まちづくりグループの方から答弁させます。
以上でございます。

議長（池口公二）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内昭孝）

2番、木村議員さんに、さわやか上富田協働推進事業の進捗状況についてお答えいたします。

まず、くちくまのクラブ、別名SEACAなのですが、スポーツを通じての子供育成事業ということで、プロサッカーチームである柏レイソルの誘致はもう実施しております。

次に、プロバスケットボールの誘致は、平成20年3月にということで、現在、交渉中であります。

次に、上富田町連合婦人会では、エコスタイル推進事業ということで、資源ごみの分別回収活動とマイバッグ運動を、現在、実施中であります。

先進地視察については、完了しております。

それと、もう1つ、上富田町連合婦人会の男女共同参画推進事業につきましては、日本女性会議広島大会への参加を行っております。

続きまして、上富田町商工会の地域活性に向けて産業を通じての人材育成事業ということで、委員会を今現在2回開催しております、マスタープランを3月中に完成する予定となっております。

また、くちくまのクラブのSEACA音楽隊事業につきましては、年明けの1月に生徒の募集、楽器の購入を行い、本格的な音楽の練習活動は3月に行う予定となっております。

次に、市ノ瀬河川環境美化花づくり推進実行委員会では、この10月にコスモス園花まつりの参加をしております。

また、かみふうせんの絵本の力普及啓発事業につきましては、ただいま備品購入中であり、作家による講演会とか先進地の図書館視察等を計画しております。

最後に、上富田町観光協会の上富田町ポケットガイドブック作成事業につきましては、この12月、1月に取材を行いまして、1月末にポケットガイドブックの印刷を予定しております。

以上でございます。

議長（池口公二）

住民生活課企画員、平田君。

住民生活課企画員（平田隆文）

2番、木村議員さんにお答えいたします。

9月より、エコスタイル推進事業の取り組みをいただいているわけなのですが、12月で4回の会を重ねるに至っております。

まず、9月には1,550キロの回収がされております。10月には1,030キロと、それから食用廃油が200リッター、11月には1,722キロということになっておまして、12月は、具体的な数字というのがまだ参っておりませんが2トンを超えるような状況で、それプラス食用廃油が加わるというような状況でございます。

それから、職員のエコスタイル推進事業に係る取り組みということでございますが、今回、エコスタイル推進事業ということで配布をいただきましたレジ袋、これも職員さんの方に配付いただいたということで活用が期待されるということで、また、町政報告会などにおきましても、環境問題に対する内容を町民の方々同様職員にも周知を行っているような次第であります。それぞれの拠点への資源ごみの搬入を促進すべく、職員から家庭内への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、イベント行事なんかにおきましても、分別の品目について、エコスタイルの取り扱いしております分別品目と同じような形で分別をするような方向で、担当者と協議をしてみたいと思います。

ほかに職員として清掃作業なんかもやっておりますし、それから、二酸化炭素削減という観点から、ノーマイカーデーなども実施しております。

以上でございます。

議長（池口公二）

2番、木村政子君。

2番（木村政子）

2回目の質問をさせていただきます。

1点目の代執行の件については、多分町長さんとしては全町的なことをまずお考えになってそういう答弁も当然かなという気もしますけども、住民の立場からいうと、全部押しなべて一斉にこう何かしていかなんだら町は物事をせんみたいな、そういう、私たちはそういう印象を抱くことがよくあるのです。そやから、そういう問題というのは個々に考えればいいのじゃいなかというふうに思いますので。また、よその地域でそういう問題が出たときには、よくその実態を調べていただいて、やるかやらんか決めていただいたらいいと思うので。

私はやっぱりよそのところあまり詳しくないので、南紀の台に限って申し上げますと、私は町内会の総務を10年近くやらしていただいて、その当時、空き地の草刈りのお世

話もずっとさせていただいていましたので、個々の空き地の状態について、誰よりも私はよく知っているという自信があります。

そやから、本当に国税や何やと徴収かけて、最後の方やよという話がありましたけど、本当にお金がなくて委託料を振り込まないという形じゃなくて、知らん顔しておいたら、もう来年まで過ぎていくよという感じの地主も確かに見受けられるわけですね。

住んでいる者にとっては、空き地の草がもうたまらんぐらい、もう辛抱できんぐらいかなわんという気持ちというのはものすごくあるのです。

これは1つの例ですけども、先日亡くなった方がおられまして、その方が住んでいる、道を隔てた前の区画の地主さんというのもかなり手ごわい地主で、なんぼ郵便を送ってもお金を送ってこんという区画だったのですが、ある年、3年ほど続けてそのところを草刈りがされていたのですね。ああ、あの地主さん、このごろ理解してくれるようになったのかなというふうに思っていたら、その前の方が亡くなった後、近所の方から聞いた話では、もう生え繁ってかなわんから、その前の方がお金を出して、人の空き地の草刈りをしていたよという話が耳に入ってきたのです。

これは、人の空き地の草を勝手に刈ることがどうかという別の問題というのはあると思うのですが、もうそんなに3万も4万も出してでも、もうとにかくスッキリしたいという気持ちで、その方はやむを得ずそういう形でされたのだと思うのですが、それほど空き地の草というのは、もうどうしようもないぐらいたまらんものがありますので、全町押しなべてというふうにお考えにならずに、ケース・バイ・ケースで、その地域としてどうかという観点で、ぜひ私は1回始めてみてもらいたいと、そういうふうに思いますので、ぜひご検討を重ねてお願いしたいと思います。

さわやか協働事業については、継続が必要なことについては来年度も考えていくということなので、それで結構かと思うのですが、エコスタイルに限っていうと、今のところ、3月までは第1火曜日にやるということで日にちも決まっているわけですけど、4月から2年度続けてやるとなったら、もう3月に皆さんにお知らせをせんと4月の事業というのはやれなくなりますので、3月までに募集かけても、それがオーケー出るというのは、ひょっとしたら次年度へかかるのじゃないかなという気がしますので、3月の時点で、続いての事業に取り組みできるように、前もってのそういう意向というのをまずはっきりさせてもらえたら、事業に取り組む者にとってはやりやすいかなというふうに思います。

ごみの問題について言いますと、町の職員さんもこのごろマイバッグはよう見るよという話が総務政策課長さんから先日ありましたので、それはごみの減量という点からも非常に結構かと思うのですが、私、先日、生協の主催のごみ問題の田辺市のふれあい

講座といたしましたかね、市の職員の方が出られて、実際ミニ講座をいっぱいやられる、それのごみの講演会へ行かしていただいたのです。

そのときにスライドが上映されまして、上富田町も町政報告会のときに町政全般についての非常にわかりやすいスライドというのがあったと思うのですが、あれのいえばごみ版で、例えば上富田の世帯というのは、先月の広報によりますと6,066世帯というふうになっていますが、その6,066世帯が週1回マイバッグを持って買い物に行かれると、1回の袋が2.3グラム、で、6,066掛ける52週の2.3グラムだったら725キロになるのですね。

1人1回というのは小さい数字でも、やっぱりまとめればこういう大きな数字になるというのがこういう形で出ると、ああ、頑張らなあかなという気に、多分皆さんなるのじゃないかと思います。

生ごみでも、水を切るとすごい減量になるという話。ぎゅっぎゅっと2回生ごみを絞ってもうたら75ccになって、その6,066世帯が365日、75cc水気を絞りきったら166トンになるのですね。

そやから、こういうあたりがもう非常にわかりやすいスライドだったので、上富田でもやっぱりああいうのを、目で訴える、そういうのをやっていただけたら非常に皆さんにお伝えしやすいかなという印象を持ちましたので、1つ提言として来年度ご検討いただけたら結構かなというふうに思います。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（池口公二）

答弁を願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

今、2番、木村議員から、代執行について質問あったのですが、同じようなケースが別の問題でもあるのです。

といいますのは、今、廃屋、家をそのまま置いて都会へ行かれて、持ち主の人が亡くなって、極端に言ったらお孫さんとかそういう人がそのまま置いているようなケースで、この問題についても代執行せよといわれております。で、今、言われたような問題。

僕はなぜ代執行せんなどといったら、代執行して、お金が入ってくるのやったらさほど手続は問題ないと思います。多分、代執行というのは、お金が入ってこんのを前提に物事を考えなんたらしんどいという部分はあります。

この場でもお話しさせていただきますけど、代執行して、お金が入ってこなくても代執行することをいいのか悪いのかというのを判断していただきたい。

多分、空き地で、行政不服申し立てされた場合、相当な法律的なこのあれを決めてなかったら負けます。もう、負けるというのはある程度わかっているのです。それも含んで代執行して、不服申し立てで、極端に言ったら相手側の言い分が通ったときに、その代執行したお金は上富田町の負担になります。

そういう前提を踏まえて議論していただいた上で代執行せえというならばさせていただくというようにしたいのですが、非常に代執行の難しさがあるということのご理解はいただきたいと思います。

多分、南紀の台で、そういうところやったら代執行したってお金は多分振り込んでくれんような状況かなと僕は思います。

これは一例ですけど、今言われたように、そういう形の中で解決したということのあるのも聞いているし、むしろ、わずらわしいさか、わしも行くよと言って、代執行する前にしてくれたという事例もありますので、それはそれなりに考えたいのですが、代執行は、安易に行うことによってそういう危険性、リスクがあるということをご理解をいただきたいと思います。

次に、エコスタイルですけど、先日、12月の初めにクリーン作戦があったのです。このときは、中学生の子供とか高校生の子供が全町的に回っていただいたのです。このお話をなぜするかといたら、ほってあるごみについては、多分子供ではなしに大人の方が原因かなと思っております。

これは、もうひどい例で言いますと、酒の空き瓶へたばこが入って、そのままほってあるよ。こういうのを、協働事業を行った1つの目的というのは、行政がどういう美しいことを言っても、住民側の方がみずから進んでいただくよう社会づくりせなんだら、それは途中でしんどい結果を招きます。しんどいし、続かない。

できたら、この協働の作業の中で大人の方の認識を高め、みずからこういう事業に参画していただけるような、要するに上富田町のまちづくりをつくるということで協働事業を始めたことでございます。

できましたら我々は我々で努力しますが、皆さん方もこのエコ的に広がるというものはいいことですが、エコ的に広げていただけるように、できたら協力していただけるようお願いしたいと思います。いずれにしましても、こういう小さな輪が大きく広がるということを我々は期待しております。

以上でございます。

議長（池口公二）

2番、木村君。

2番（木村政子）

ちょっと、1つ言い忘れていましたので。

代執行については、それで結構だと思います。いろいろとご検討をいただけたらと思います。

ごみの問題ですけども、町長さん、さっき、学校へ持ってきやったよという話がありました。私たちも、やっぱり地元でやるまでは、車のある人はやっぱり学校へ持っていった人も大勢いらっしゃるし、アルミ缶なんかについてはあすか作業所さんへ協力するとか、そういうふうにならずとやっていたわけですが、利便性で考えるとやっぱり地元でやるということの方がありがたいわけです。南紀の台でいうと、いつでも持っていけるという利点もありますし。

で、今、このごろは、南紀の台で集めた古紙についても、朝来小学校へ補助金があるようにしていただいているので、学校へ持って行っていただいても、地元へ出しているだけでも、学校の教育の補助金になるよという形になっているわけですが、それが、今、キロ2円だと思うのです。

田辺市さんは、子供会がそういうのをやると、キロ4円出ているのですね。ですから、またお金の話になると思うのですが、2円を例えば3円にちょっと上げてあげるよ、田辺市と同じ4円にするよという、そういう方向についても将来的にはぜひご検討いただきたいということを最後に要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（池口公二）

要望でよろしいのですか。

2番（木村政子）

はい。

議長（池口公二）

答弁要りませんか。

（発言する者あり）

じゃ、町長、小出君。

町長（小出隆道）

役場のこの長い歴史から、こういうリサイクルについてちょっとお話しさせていただきたいと思います。

今、ご存じのように、中国へ古紙とかペットボトルなんかは流れやるのです。現実的には、何年か前には、波止場へ古紙とかペットボトル、そのままにして圧縮されたというような時代がございます。

こういうリサイクルで一番恐ろしいのは、今のリサイクルの単価であつたらこういう

団体もそうですし、役場もさほど負担にならないのです。

今、言われているのが、上富田町内にでもペットボトルのリサイクルの会社があるのです。ある自治体は、もうそういうところへ行かんと、売りに出しやるといっているのです。売りに出しやる。

ところが、町は、それはするなと言っています。というのは、やはりそういう波の中で持続的に物事をリサイクルするような施設にせなんだら、ここでよかったな、次、悪くなったから別の方へするということになってきたら、業者との信頼関係もできんと思うのです。

先日も言われたのは、ある町の議会で、要するにそういう別の方向で、リサイクルした物を売ったらなっとうなということをしたようなところがございます。

町としましては、そうではなしに長い目でリサイクルを続けられるように、業者とも一定の関係を保ちたいし。

それで、うちとこのリサイクル持っていきやる業者、新庄とか田辺にあるんですけど、その業者も話したのは、長い目で付き合いしてリサイクルできるようにしてほしい。これは、今後、中国の経済によったらペットボトルも国内で全部消費できるかできんかわからんし、古紙もどういうふうになるやらわからんというようなことが出てきます。

今、あくまでもリサイクルの値段のいいのは、海外へ輸出できやることによってリサイクルのシステムが立ち上がっているということのご理解だけは、事前にできたらよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（池口公二）

以上をもって2番、木村政子君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

6番、畑山 豊君。

6番（畑山 豊）

私の一般質問が今議会のトリになります。

本日は午前中、一般質問されました沖田議員さんの質問内容と少し重複するところがあるかと思いますが、通告に基づいて質問をしますので、よろしく申し上げます。

私は、平成16年12月議会で、大規模災害の対応について質問をしております。内容は、上富田町は福井県の集中豪雨に職員のボランティアを、新潟県中越地震には備蓄品の支援を行ったと聞くが、町の防災計画はどのようになっているかという質問でございました。

平成16年当時の町の防災計画の答弁を受けております。しかし、その後も能登半島

地震、中越沖地震、そして、毎年全国各地で台風や集中豪雨で犠牲者も出る被災を受けております。

また、南海地震の発生確率、岩田の富貴氏が明治時代の富田川大水害の水位記録調査、そして、先日は議員研修で長岡市山古志支所の齋藤室長さんの話を聞きました。特に齋藤室長の話では、飲料水は確保ができるが、洗濯水等の生活水が不足をする、便所が不足する、不便な生活のために発病する人も出てくると話していましたが、再度、現在の富田町の防災計画と町民の避難場所や避難生活対策をどのように考えているかを質問しますので、よろしくをお願いします。

議長（池口公二）

答弁を願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

質問のことでございますけど、平成16年当時から、その後も備蓄なんかをしております。考え方も変わっております。そのことにつきましては、担当の方から説明させます。

若干、私の方から説明させていただきたいのは、ご質問にありましたように、上富田町は明治時代に大きな被害を受けております。このときの水位、円鏡寺の階段7段目まで来たらしいのです。その水位が標高で19メートル13センチになります。

その水位を役場へ持ってきたときに、役場の今の1階のところがちょうど19メートルなのです。役場自身がそういうもので配慮をされているということで、1つはご理解いただきたいと思います。

もう1つは、昭和21年に、要するに南海地震が起こりましたが、津波は上富田町へは到達しておりません。これは田辺市とか白浜町の被災記録を見たところで、上富田町へは到達しておりません。

そのときに上富田町の人はどういう被害を受けたのかといたら、被害を記憶しているより、むしろ新庄へ救援に行ったということが記憶に残っております。朝来の古老の方にも聞いたのです。どういうことをしたかといたら、むしろそうではなしに新庄へ行ったよという、こういうことです。

そういうことにおきましたら、上富田町は非常に災害で大きな被害を受けていないのかなと思っておりますけど、ただ今年、ハザードマップの作成の予算を国の方から認めていただきました。そのことらを参考にハザードマップをしております。

特に最近の大きな水害としましては、昭和63年に大きな災害を受けております。これは、受けたというより冠水したということです。家の被害はございません。ただ、こ

の場合は朝の6時前後に50ミリほどの雨が降った。8時から9時の間に100ミリ。中規模の雨が降った。そして、2時間後ぐらいに100ミリぐらいの雨が降ったということで、これも大きな被害でございまして、これらを参考にハザードマップして、皆さんのお宅へ配布させていただいております。

ただ、ここでこの話をさせていただくというのは、最近の雨量は、このハザードマップ以外に、予想せんような被害ができていくということです。

一例ですけど、都会では都市河川が氾濫して、地下街へ水が流れ込んできたようなことがございます。

できましたら、このハザードマップにつきましても、我々はできる限り過去の事例をしてしておりますけど、今の集中豪雨とか今の被災の状況であったら、特に予想外のことが起こり得るということを1つ認識してほしいよと思っております。

先ほど、協働の生活でも少しお話しさせていただいたのですが、上富田町が万が一南海地震が起こったときに、ほかから救援してくれるかといったら、多分沿岸の津波を受けた地域で上富田町へは自衛隊も警察も来てくれる余地は少ないと思っております。

そこで出てくるのは、上富田町の役場を軸に、役場の職員が救援に、消防が救援に行ったらいいのですが、行けん区域がございまして。その区域をどういうふうにするかというのは検討しております。

もう1点は、やはり大きな問題は、上富田町では朝来地域が人口の密集地でございます。今回ご理解いただきまして、朝来の小学校へ大きな体育館を建てるのですが、この体育館も避難場所として使えます。ただ、全部収容できるかといったら、やはり小さいのが実情でございます。

できたら、どこにどういう避難所があって、どういう具合にするかというようなことも、事前に我々も研究しますし、町民の皆さんも研究していただけるようお願いしたいと思います。

実態につきましては、担当の方から説明させます。

以上でございます。

議長（池口公二）

総務政策課長、小倉君。

総務政策課長（小倉久義）

6番、畑山議員さんにお答えをいたします。

町長の答弁とダブるところもありますけども、ご了承お願いしたいと思います。

最近、全国至るところで、地震に限らず異常気象により大きな災害が発生しております。そして、一度起こったらしばらく起こらないとは限りません。平成16年10月2

3日に発生した新潟県の中越地震、上富田町におきましても地震発生直後、早い時期から新潟県川口町に対しまして救援物資の搬送、また皆様からのご協力によりまして義援金を日本赤十字社新潟県中越地震へ災害義援金といたしまして送らしていただきました。

その後わずか3年後、同じ活断層ではありませんが、この活断層により平成19年7月16日に新潟県の中越沖地震が発生し、復旧途中である住宅などに莫大な被害をもたらしたというのが現状であります。

今後30年以内に発生確率が、東南海地震が60%から70%、南海地震が50%と、いつ起こるかわからない地震の発生が予想されております。

当町においても、津波等の被害はないかと思うのですが、田辺市周辺の低地で震度6強の強い地震が予測され、富田川地域においては液状化といわれております。液状化の危険性が極めて高くなるものと思われまます。これにより家屋の倒壊等かなりな被害が見込まれます。

大規模な災害が発生した場合、住民はもとより行政機関においてもかなりの混乱も予想される中で、地域住民が災害に対してどのように取り組むか、また、どのように自分たちを守っていくかが大きな課題でございます。

その一環として、平成16年度より自主防災組織の結成推進のため補助事業を起こしまして補助しておるところでございますけれども、現在、申請中のものを含めまして、町内で22の組織が立ち上がっております。ちなみに市ノ瀬地区におきましては、すべての町内会で立ち上げを行っていただいているところでございます。

それから、地震だけに限らず、昨今の気象概要を見ますと、年間の降雨量をはるかに上回る雨が、各地において被害をもたらしているのが実態でございます。

災害発生直後においては、やはり地域の住民が力を合わせ活動することで、自分たちの町は自分たちで守るという自覚と連帯感が生まれることによりまして、災害に強いまちづくりについて、日ごろから災害に対する心構えが一番大切ではないかというふうに考えております。

上富田町においても、予想を超える集中豪雨により、大きな河川のみならず小さな河川においても川が氾濫する可能性があることから、洪水予報等の伝達方法や避難場所など防災情報の充実を図るため、浸水想定区域の重要性から、18年度において、今、町長の方からお話がありましたように、洪水ハザードマップというのを作成しております。

それから、それ以前につきましては、これは地震関係が中心のものでございますけれども、これも各家庭へ配布させてもらっているのですけれども、防災マップというのでも配らせていただいて、避難所等の場所の明示もしているところでございます。

しかし、洪水ハザードマップによりまして洪水が想定されていない地域だからという

ことで大丈夫だということは、言い切れないところもあります。近年の異常気象により、ゲリラ的に集中豪雨に見舞われるかもしれません。洪水ハザードマップをよく見ていただくことによって少しでも防災について理解をしていただいて、防災意識の向上につなげていただければありがたいと思います。

ということで、あくまでもハザードマップは予想のもとでございます。必ずこのとおりになるかということはいい切れませんので、自分の身の回りのことにつきましては、自主防災組織等々を通じてお守りをしていただきたいというふうに考えます。

それから、防災行政に関心を持っていただいたことによりまして、先般、町長からお話がありましたように、岩田の富貴さんが、明治水害の大水害により富田川が氾濫し、堤防の決壊などにより多くの尊い命が奪われた当時の町内における水位がどこまで来たのかなどという資料を提供していただいております。今後、防災業務の資料として活用していきたいというふうに考えております。

それから最後になりますけれども、備蓄関係につきましては、町内には備蓄庫が7カ所ございます。主に簡易トイレを含む救援物資などを備蓄してあるわけでございますけれども、飲料水とか、それからトイレの水等につきましては、このあいの町政報告会等でもお願いしたわけでございますけれども、町民の方々それぞれ、町も常々言っているのですけれども、3日分につきましては、食糧、水等については備蓄をお願いしたいというふうに考えております。

それから、町内の備蓄の関係ですけれども、概略的に申し上げますと、まずレスキューセットにつきましては11セット、7カ所に分散して備蓄をしております。それから、土のう関係につきましては2,350袋の用意をしております。それから、ブルーシートにつきましては約250枚ぐらいのストックをしております。それから、停電のための発電機、発動機につきましては5台、それから担架、それからトイレ等々、それから、前回は質問の中にあつたのですけれども、紙おむつの関係も60組程度は用意をしております。

そのほかに、食糧もある程度備蓄はしているのですけれども、これにつきましては期限があるものでございます。たくさんのお金をつぎ込んで備蓄をするというのも1つの方法ですけれども、むだになるということも考えられますので、これにつきましてはそれぞれのご家庭で備蓄をしていただいたらというふうに考えております。

それから、あと、流通備蓄につきましては、町内等々の業者さんとも提携を結んでおります。農協さん、それから薬につきましては出嶋薬局さん、それからガソリン等々につきましては、それぞれのガソリンスタンドと提携を結んでおります。それから、建築関係につきましては業者組合さんとも提携を組んで、いざというときに対応していただ

けるようにという取り組みをしております。

以上です。

議長（池口公二）

答弁漏れはございませんか。

6 番（畑山 豊）

はい。

議長（池口公二）

なければ、6 番、畑山 豊君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

延 会

議長（池口公二）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は明日 12 月 19 日午前 9 時 30 分となっておりますので、ご参集をお願いいたします。

どうもご苦労さまでございました。

延会 午後 2 時 57 分